



Title	網走市立郷土博物館所蔵の「川端家文書」目録
Author(s)	松尾, 隆
Citation	北方人文研究, 14, 163-182
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80900
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_11_Matsuo.pdf



網走市立郷土博物館所蔵の「川端家文書」目録

松尾 隆
(網走市博物館協議会)

1 はじめに

網走市立郷土博物館（以下、博物館）には、数件の文書群が所蔵されている。量的に最大のものは「遠藤熊吉文書」であるが、今回、文書群の一つである「川端家文書」目録の作成が終了したので紹介するとともに本文書の経緯と現状を検証する。

「川端家文書」は、現在の青森県むつ市大畑町正津川出身の川端（川畑とも記述）勝太郎およびその家族代々によって保存されてきた文書群である。川端勝太郎は、明治 14（1881）年に来網し、当初は藤野網走店に勤務していたが、明治 17（1884）年に独立し、商業に着手した。以降、多種多様な事業を展開するとともに、町総代や郡総代などの公職も務め、明治 41（1908）年当市において他界した。

本文書は、『網走市史』編纂時にも活用され、明治前期から中期における網走とその周辺地域の開発に関する史料的价值は高いと評価できる。しかし、これまで歴史資料として簡便に活用されるための目録作成も十全な翻刻もなされないままの状態であった。

報告者は、平成 27（2015）年、当時博物館の学芸職員であった瀬口智大の依頼を受け、「川端家文書」のうち、「長崎俵物」に関する文書（登録番号 k-163-商、以下同）、「御手本」（k-004-他）など 3 点の翻刻に着手し、翻刻終了時点で初めて「川端家文書」の全体像を確認した。その結果、資料の重要性に鑑み、残余の文書翻刻と目録作成を進めること、並行して「川端家文書」寄贈の事情、市史編纂室（以下、編纂室）での資料管理実態、そして現状に至った経緯の調査に取り組むこととした。なお、本文書群は、編纂室において「川端文書」と称されていたが、今回の目録作成にあたって、当時より資料数の増加が認められ、斜里に居住した叔父川畑又三郎と勝太郎両家に関わる資料であることも考慮し、名称を「川端家文書」へ改めることとし、博物館の承認を得た。

2 資料寄贈の事情

「川端家文書」の初出は、昭和 8（1933）年刊の米村喜男衛『北見郷土史話』である。米村は自序の中で、「資料を得る爲めに管内各地を廻歩して（略）わけても網走町川端滋氏御夫妻には御多忙中にも不拘貴重なる資料の御貸與を忝ふしたる」（米村 1933：12）と紹介している。さらに、同書「實業界の先覚者川端勝太郎さん」では、「其（川端勝太郎の事跡）等を物語る多くの資料は現在網走町ニクル川端滋氏の秘蔵する所となつてゐる」（米村 1933：196）とし、「川端家文書」が当時、勝太郎の息子滋によって保管されていた事実を明記している。昭和 18（1943）年に再版された同書の「再版の言葉」では「川端家文書」に触れていないが、本文中には「川端茲（滋の誤植）氏蔵書」の記

載（米村 1943：187）と初版の196頁の記述が維持されている。

一方、『網走市史 上巻』附録第四「郷土史料解題目録」に「川端文書 網走の旧家川端家に残された明治初年の文書類。各種布達、土地・農業・漁業・商業関係など多方面におよんでいる。（網走郷土博物館蔵）」（網走市 1958：4）とある。『網走市史』編纂は、昭和22（1947）年の市制施行記念事業の一つとして計画され、翌23年から編纂作業が始まり、編纂委員会は川端滋を顧問に委嘱している。

文書の受け入れ機関である博物館は、昭和8（1933）年に前身の北見郷土館建設の兆しが見え始め、昭和11（1936）年に落成した。昭和23年は、モヨロ貝塚の第二次調査が実施された年で、前々年の第一次調査の成果もあって市民の歴史熱が高まる中、北見郷土館は市へ移管され現在に至る。

米村の著作と博物館の動向を照合すると、昭和23年頃までには米村と川端滋との間で「川端家文書」の寄贈に合意していたと想定される。ただ、現時点では当時の受入れ簿の所在確認ができず、米村の備忘記録も発見できていないため確たる時期の特定はできない。

3 市史編纂室の資料と「川端家文書」

編纂室は当初市役所内に設置されていたが、昭和36（1961）年の旧網走市立図書館改築以降、編纂室と全資料が移転され、現在は、平成12（2000）年建設のオホーツク・文化交流センター内の図書館に保管されている。仮に、編纂室で「川端文書」として残した資料が初期寄贈に近い姿であるとしたら、図書館保管資料と今回の目録との対比から寄贈実態の一端が見えてくると考えられる。

図書館資料の「川端家文書」¹⁾は内容毎に分類された六つの厚紙製箱に納められている。内四つの箱は、箱毎に文書表題一覧がわら半紙にペン字で記され、翻刻文書の一部は原文書の用紙に近い和紙・罫紙などを用いて作成されているが、用紙不足のためか、大部分の文書はわら半紙を使用している。ただ、残念なことに、翻刻資料は不完全なものが多い上、誤読も少なくなく、不読部分については原文書の文字に似せて書き写したままである。

今回報告した「川端家文書」目録は180件である。目録と共通する図書館資料には、3つの型がある。a、表題と翻刻が揃って目録と共通するもの89件、b、表題があって翻刻の全部または一部が欠けているもの14件²⁾、c、表題はないが翻刻の全部または一部があるもの34件³⁾である。図書館資料に記録がなく、今回の目録にのみある件数は43件となる。

ところが図書館資料には、博物館で所蔵していない原文書で、翻刻のないままの文書が7件ある。それは以下の通りであるが、これらは、市史下巻編纂開始後に川端滋より編纂室へ直接提供されたものの、編纂作業終了後に博物館へ移管されなかった可能性がある。

1. 網走外三郡書記石橋安五郎より勝太郎への網走小学校維持金借用利子の領収証（明治25.6.6）
2. 北見町戸長佐藤信吉から郡総代勝太郎宛て、臨時総代会出席要請通知と封筒（明治34.9.6）
3. 北海道拓殖銀行より勝太郎宛て、年賦金払い込み依頼通知書（明治34.11.15）

1) 『網走市史』で「川端文書」と称されていた文書群が、現在図書館では「川端家文書」と改称されている。編纂室での呼称を改称した経緯は不明である。

2) 例えば、目録登録番号でいうと、k-052-不は、表題はあるが翻刻がなく、k-140-不は、表題はあるが貸下不許可通知の翻刻のみあって契約証の翻刻がない。

3) 例えば、石油鉦試掘関係の文書（k-104-鉦）の表題は見られないが、2点の封筒のみ翻刻が残されている。また、石炭鉦関係の文書（k-160-鉦）の炭礦絵地図のみが作成されている。

4. 北見町戸長佐藤信吉から勝太郎宛て、監督官依頼通知と封筒（明治 35.1.13）
5. 函館柳田藤吉から勝太郎宛て封筒（明治 37.3.8）
6. 川端滋から父勝太郎宛て、札幌までの旅程報告の書簡と封筒（明治？ .8.31）
7. 渡邊繁吉から川端滋宛て、父勝太郎の病氣見舞いと帰省予定の連絡書簡と封筒（明治？ .7.8）⁴⁾

また、図書館に翻刻資料があるにもかかわらず、博物館では原文書の存在を確認できない文書が 17 点ある。このうち川畑又三郎・原田長右衛門への辞令 7 点⁵⁾を除くと、次の 7 件 10 点を挙げることができる。

- t1. 斜里郡御歩税金納帳（明治 5 から 8）
 - t2. 御収税上納目録（明治 7）
 - t3. 明治十年地券状写し 年々地租金上納記（丑七月分 川勝^⑩）
 - t4. 北見国斜里郡明治十年丁丑年表略
 - t5. 委任状（角山才作より川端勝太郎へ 明治 24.10）
 - t6. 宅地無償付与許可（網走支庁長岡次郎太郎より角山才作へ 明治 31.7.26）
 - t7. 電報 4 点
- t1、t2、t4 は、『北見郷土史話』⁶⁾ですでに紹介されている。t5、t6 の関連文書は、目録の k-147-不である。t3 は正津川における勝太郎所有の土地の手控えであるが、原文書の確認ができないし、米村の紹介もない。t7 は明治 24 年以降の発信と翻刻されている。

さらに、博物館・図書館とも所在が確認できない文書が『北見郷土史話』初版の口絵写真⁷⁾に掲載されている。明治 17（1884）年の「炭焼用木御拂下願」である。これは、目録の k-046-農とは別文書であり、網走郡長大木良房の認可が記載されている。

これらのことから、「川端家文書」の動向は次のようにまとめられる。

1. 初期寄贈文書として、目録と図書館資料に部分的にせよ共通する 137 件、t1 から t7、そして米村の初版口絵写真の計 145 件が博物館へ寄贈された
 2. 『網走市史 下巻』編纂過程で、川端滋より図書館所蔵の原文書 7 件が提供された
 3. 1 の寄贈後、断続的に目録にのみある 43 件が博物館へ寄贈された
- つまり、「川端家文書」が、数度にわたって提供されたものであること、川端滋から編纂室へ提供された文書が、その管理責任が曖昧なまま編纂室資料として扱われたことを示している。本来であれば、図書館所蔵の原文書 1 から 7 については、「川端家文書」として博物館で管理すべきものと思量

4) 勝太郎の他界年が明治 41 年であることから、この書簡は同年と推定される。

5) この辞令類は、現在、川畑又三郎家の保管になる文書で、平成 26（2014）年、小川正人、谷本晃久らによって調査され、谷本が「北海道斜里郡斜里町本町 川端和子家文書調査概報」を作成している。この調査時の全点撮影をもとに後日谷本が作成した「北海道斜里郡斜里町本町川端和子家文書仮目録」の整理 No.1-4、5、10、11、12、18、36 に該当する。図書館資料は、PPC 式コピーで作成されており、1960 年代後半に編纂室で入手したとみられる。なお、この概報と目録は、谷本より川端和子家へ提供され、同家で保管されているが、概報に言及されていた「未整理分」の段ボール箱を報告者が確認した限り t1 から t7 の原文書は存在しなかった。

6) 米村は、他に、目録中の k-005-官、k-010-住、k-021-漁から k-024-漁、k-026-漁、k-039-商、k-043-住を翻刻紹介している。また、川端勝太郎の紹介文の中で、k-054-商の「大福帳」内の情報を使用し商業活動の状況を示している。ただし、k-039-商の「明治十五年直下シ諸物品一覽表」は抜粋紹介である。

7) 再版本では、この口絵写真が使用されていない。

するが、市役所内の各機関間での前向きな話し合いの上、解決してほしい問題である。

他方、t1 から t7 の原文書、明治17年の「炭焼用木御拂下願」が所在不明であること、角山才作関連の文書が分断されていることは、博物館側の管理不備の可能性も指摘しなければならないであろう。博物館内の再調査や米村家での調査が必要である。

さらに、図書館資料に含まれる又三郎の辞令の原本が又三郎家に保管されている一方で、駅通頭前島密から又三郎への郵便取扱役月俸30銭の辞令⁸⁾に対する又三郎からの返信が「川端家文書」に保管されている(k-008-官)こと、又三郎が主体となって作成したと思われる文書や又三郎に直結する文書が「川端家文書」内に数点認められること⁹⁾はどのような経緯によるものか、検証を要する課題として残されている。

4 おわりに

現状の「川端家文書」は、混入・散逸の可能性がある、その全貌を確定することは困難である。しかし、混入・散逸を生んだ背景の一部は見えてきたと考えている。今後の再調査を経て、完全に近い目録の完成を目指す必要がある。また、本文書群の作成・保管の主体である川端勝太郎の足跡とその一家についての考察は、これまでなされてこなかった。機会があれば、報告したい。

本報告をなすにあたり、目録の公開を快諾して戴いた網走市郷土博物館長米村衛氏に、川畑又三郎家の文書調査にご助力戴いた川端和子氏、河面正吾氏に感謝申し上げます。そして、勝太郎の曾孫眞氏、勝太郎の祖父勝蔵の兄弟のご子孫に当たる正津川在住の川端一義氏とそこそ一家には、貴重な情報の提供を戴き、記して御礼申し上げます。また、公開に向けて諸々のご教示を下された北海道立北方民族博物館学芸員野口泰弥氏、同宮本花恵氏に謝意を申し上げます。なお、「川端」は「カワハタ」と発音するのが正式であるとのことご教示を川端一義氏より戴いたことを付記しておく。

参考文献

- 網走市史編纂委員会(1958)『網走市史 上巻』 網走市
 網走市史編纂委員会(1971)『網走市史 下巻』 網走市
 網走市図書館 「川端家文書」資料番号、1100356300(歴史)・1100358611(雑文書)・1100358355(土地)・1100356508(産業)、「駒場地区資料」1100355922、「ニクル、最寄、川向、文化、車止内、昭和各地区資料」1100356060
 谷本晃久(2014)「北海道斜里郡本町 川端和子家文書調査概報」「北海道斜里郡本町川端和子家文書仮目録(年代順)」
 米村喜男衛(1933)『北見郷土史話』初版 北見郷土研究会
 米村喜男衛(1943)『北見郷土史話』再版 北見郷土博物館

8) 脚注4 谷本目録の1-18である。

9) 例えば、勝太郎来網前のk-030-官、k-031-官や来網後のk-056-住、k-059-農などが挙げられる。又三郎の曾孫和子氏の証言によると、勝太郎家と又三郎家との交流は頻繁にあったということであるが、このことと文書の管理とが直結するとは断定的にいけない。

目録作成の基本方針

- ①、原則として、文書作成年月の古い順に配列するが、同一事案の一括文書群には作成年が複数年に亘るものがあり、作成順にならない場合もある。
- ②、登録番号は、「K（川端家文書）-番号（登録順）-漢字（以下の内容分類を示す略号）」を表す。
 内容分類記号 不-不動産関係（但し、不動産の用途によっては、農に組み入れたものがある）
 鉱-鉱工業関係 商-商業関係 漁-漁業関係 官-官庁関係 金-金銭関係 住-住民関係
 農-農・林・畜産業関係（林産関係で私的利用によるものは、他に組み入れている）
 他-その他
- ③、同一事案の文書群は、一つの登録番号に一括し、実線で区切る。
- ④、同一事案の文書群のうち、独立文書は、点線にて区切り配列する。
- ⑤、独立文書内に追記された事項については（ ）で主旨を読み取れるように記載し、マスを下げ配列する。
- ⑥、表題は、原文書のまゝを用いるが、表題のないものについては [] で、主旨が読み取れるように記載する。
- ⑦、作成年のみ明記された文書は、同一年の最後に配列し、作成年不明の文書は、目録の最後に配列する。ただ、作成年の記載が無くとも、内容、他の文書などの調査で推定できるものについては、作成年の後ろに「？」を付して配列する。
- ⑧、作成者及び受取者は、肩書きを含めて記載するが、取扱者不明の場合は空欄のままとする。
- ⑨、メモ欄は、極力推定要素を排し、文書の内容を簡略に記載する。
- ⑩、文書によっては、同一文書を複数部作成しており、メモ欄にその部数を記載する。
- ⑪、案文と判断できる文書については、その旨、メモ欄に記載する。

川端家文書目録

登録番号	表題	年月日	作成者	受取者	メモ
K-001-不	永代賣渡申屋敷之事	嘉永 1.5	老名 松之助、平五郎 立合 丈右衛門 肝入 多左衛門	川畑勝蔵	川畑勝太郎の祖父に当たる勝蔵が、金二歩で85坪の屋敷を購入した折の売渡証文。
K-002-住	[沖口役所旅券]	未 .9.5 西 .9.19	松前城下沖口役所 松前城下沖口役所	常作母つね 旅人宿甚太郎	(1) 松前河原町常作母の出切手。安政6年か。 (2) 南部田名部長右衛門の旅人宿入りの証明。文久元年か。
K-003-金	預証文之事	文久 2.9	川畑又右衛門	川畑勝太郎	勝太郎未成年のため、祖父勝蔵の兄弟の又右衛門が金百両を預かり、必要に応じて支出することを約束した証文。
K-004-他	御手本	元治 1.5	南部正津川邑 気仙屋伊之松		商用書簡文書作成の手習書手本。
K-005-官	農商江布告 [布告]	慶応 4.1 慶応 4.1	東山道鎮撫總督、同副總督 東山道鎮撫總督、同副總督		(1) 徳川支配時の苛政苦を聞き取り公平に処置する旨の布告。 (2) 東山道に属する諸藩主向けの布告。2点とも板刷。
K-006-他	北海道石狩州札幌地形見取圖	明治 6.3	福徳堂、長善園		明治6年頃の札幌の通り名・地名・建物名などの記入ある地形図。板刷。
K-007-不	賣渡地券之事	明治 8.10.14	中島周吉	川端勝太郎	家舗 58坪半と畑地 5枚を30円で勝太郎に売却した文書。
K-008-官	御請	明治 9.1.19	斜里驛郵便取扱役川畑又三良		明治 9.1.1 付の驛通頭前島密より川畑又三良への郵便取扱役月給30銭の下付命令に対する了承の回答。
K-009-商	[煙草印紙賣捌鑑札申請] 印紙賣捌人願出条 煙草小賣營業願出上条 記 印紙賣捌人ヨリ毎月差出候仕譯雛形	何月何日 年号月日 明治 9.6.22 明治 9.8.15	根室支廳會計課 何ノ誰 何ノ誰 根室支廳會計課 藤野店蔵代 柳谷幾治郎	網走分署 開拓幹事折田平内 開拓幹事折田平内 網走分署 開拓幹事折田平内	根室村東町にあった藤野店に煙草印紙及び煙草販売のための準備に用意した一群の申請書。案文。
K-010-住	北見國斜里郡明治九年丙子年表畧 [別記、戸籍表・職分表]	明治 9 明治 9?	川畑又三郎? 川畑又三郎?		(1) 斜里全部の人口・住民構成・産物・地理などの記録。 (2) 年表畧の内、人口・住民年齢構成・職分を詳細に記録。
K-011-不	地券	明治 10.1.25	青森縣	川端勝太郎	陸奥國北部正津川村 1 番字鷹待、耕地 1 段 3 畝 2 歩。
K-012-不	地券	明治 10.1.25	青森縣	川端勝太郎	陸奥國北部正津川村 11 番字正津川村、宅地 3 畝 27 歩。
K-013-不	地券 (裏書)	明治 11.2.20	青森縣	川端勝太郎	陸奥國北部正津川村 50 番字平、畑 1 段 1 畝 18 歩。 中嶋熊蔵より 2 円にて買得、地券書換え。
K-014-不	地券 (裏書)	明治 11.2.20	青森縣	川端勝太郎	陸奥國北部正津川村 35 番字平、畑 1 段 3 畝 10 歩。 中嶋周吉より 2 円 30 銭にて買得、地券書換え。
K-015-不	地券 (裏書)	明治 11.2.20	青森縣	川端勝太郎	陸奥國北部正津川村 23 番字平、畑 1 段 27 歩。 中嶋周吉より 1 円 90 銭にて買得、地券書換え。
K-016-不	地券 (裏書)	明治 11.2.20	青森縣	川端勝太郎	陸奥國北部正津川村 8 番字大谷地、畑 1 段 9 畝 20 歩。 中嶋周吉より 5 円にて買得、地券書換え。
K-017-不	地券 (裏書)	明治 11.2.20	青森縣	川端勝太郎	陸奥國北部正津川村 44 番字大谷地、畑 4 段 1 畝 12 歩。 中嶋熊蔵より 10 円にて買得、地券書換え。

K-018-不	地券 (裏書)	明治 11.2.20	青森縣	川端勝太郎	陸奥国北郡正津川村 6 番字正津川村、宅地 3 畝 6 歩。 中嶋周吉より 2 円にて買得、地券書換え。
K-019-官	[布達] 甲第廿三號 甲第二十四號	明治 11.8.5 明治 11.8.12	内務卿伊藤博文 内務卿伊藤博文		(1) 図書・写真版權返納の布達。活版印刷。 (2) 村市改称の布達。活版印刷。
K-020-住	[斜里郡年表署] [別記、戸籍表・職分表]	明治 12? 明治 12.1.2	川畑又三郎? 川畑又三郎?		(1) K-010-住と同一様式。朱書加筆訂正あるが枠外に 朱書で「此分不用」と明記。数字は、(2) とほぼ同一。 (2) K-010-住と同一様式。
K-021-漁	以書附奉願上候 (奥印) [願地絵図]	明治 12.1.15	湧別村旧土人糸川初之進 紋別惣代川畑又三郎	根室支廳開拓権大書記官 折田平内	湧別村真蕨別川における鮭鮭取漁業許可申請。
K-022-漁	以書附奉願上候 (奥印) [願地絵図]	明治 12.1.15	紋別旧土人白濱兼吉 紋別惣代川畑又三郎	根室支廳開拓権大書記官 折田平内	湧別村里見川における鮭鮭取漁業許可申請。
K-023-漁	以書附奉願上候 (奥印) [願地絵図]	明治 12.1.15	湧別村旧土人北村勝造 紋別惣代川畑又三郎	根室支廳開拓権大書記官 折田平内	湧別村コトセンベツ川における鮭鮭取許可申請。
K-024-漁	以書附奉願上候 (奥印) [願地絵図]	明治 12.1.15	湧別村旧土人渡辺金助 斜里惣代川畑又三郎	根室支廳開拓権大書記官 折田平内	湧別村ノッボクマキ川における鮭鮭取許可申請。
K-025-漁	以書附奉願上候 (奥印) [願地絵図]	明治 12.1.15	湧別村旧土人糸川啓太郎 紋別惣代川畑又三郎	根室支廳開拓権大書記官 折田平内	湧別村直砂荷川における鮭鮭取漁業許可申請。
K-026-漁	新聞鮭漁場願 新聞鮭引網場入費書 [願地絵図]	明治 12.6.10	湧別村旧土人宮川房次郎	開拓権大書記官折田平内	(1) 湧別村海川共 2 号における鮭引網漁場営業許可申請。 (2) 場所新聞に要する費用明細。
K-027-不	御請書	明治 12	函館弁天町昔月善六代理 諏訪田藤兵衛	開拓権大書記官折田平内	遠音別村ウトロツクシ 2 番の宅地 200 坪の地券を受取ったことの回答。
K-028-官	[布達] 第五號 第八號 第十號	明治 13.3.24 明治 13.4.2 明治 13.4.16	工部卿山尾庸三 工部卿山尾庸三 工部卿山尾庸三		(1) 東京赤坂区工部省内と京都神戸間鉄道における電報 通信取扱音信料についての布達。活版印刷。2 部。 (2) 東京府下警視各分署における電報通信取扱と音信料 についての布達。活版印刷。 (3) 長崎県下島原湾口ノ津灯台点灯開始の布達。活版印 刷。2 部。
K-029-漁	海産干場願 [願地絵図]	明治 13.7.6	函館弁天町昔月善六	開拓権大書記官折田平内	斜里郡ウナベツにおいて鮭鮭網漁業のため、1,000 坪 の土地の割与申請。
K-030-官	旧區務所御引渡ニ付書類 記	明治 13.8.7	斜里旧区務所川畑又三郎	網走郡長心得吉田政明	明治 13 年の網走外三部役所開設に伴い、明治 7 年から 区務所で保管していた書類などの報告書。第 27 区の副 戸長であった川畑又三郎が報告。
K-031-官	記	明治 13?	立田 (竜田治三郎)	川畑 (又三郎)	明治 13 年の網走外三部役所開設に伴い郡区町村編成法 下の紋別郡初代戸長となる竜田治三郎が紋別戸長役場の 管理物品一覧を調査し、吉田政明の閲覧後に川畑又三郎 へ報告した文書。
K-032-不	宅地御拂下願 (奥印進達) (拂下許可通知) [願地絵図] 地券 (裏書) 地所譲渡証 (公証) 所有地成功方法書 (奥印進達) (認可通知) [願地絵図]	明治 14.1.6 明治 14.1.7 明治 15.3.8 明治 16.1.10 明治 18.12.28 明治 18.12.27 明治 18.12.28 明治 19.12.16 明治 19.12.27 明治 20.4.23	根室梅ヶ枝町古谷誠三 網走外三部郡長岸本門蔵 旧開拓使根室支廳 根室縣主事網走郡長大木 良房 主事網走郡長長尾助信代 理 網走郡書記古閑永吉 古谷誠三代理 岡島與五 兵衛 網走外三部郡長長尾助信代 理 網走郡書記古閑永吉 川畑勝太郎 網走外三部郡長大山綱立 北海道廳理事官	開拓権大書記官折田平内 古谷誠三 川畑勝太郎 川畑勝太郎 川畑勝太郎 根室支廳長理事官廣田千 秋	(1) 北見町中通 4 丁目 20 番、宅地 98 坪の払下げ願。 当初の表口 22 間、奥行 11 間半の 253 坪での願い出は、 朱書訂正。 北見町中通 4 丁目 20 番、宅地 98 坪の払下げ許可と地代 14 銭 7 厘の納入通知。 当初願いの 253 坪の絵図。 (2) 北見町中通 4 丁目 20 番、宅地 98 坪。 北見町中通 4 丁目 20 番の宅地の買受け裏書。 (3) 北見町中通 4 丁目 20 番の宅地 98 坪を 10 円で売却 した譲渡証。 (4) 北見町中通 4 丁目 20 番の宅地 98 坪において家屋 1 棟建設後、明治 22.12 より古着衣店営業の計画書。 (1) における朱書訂正後の 98 坪の絵図。
K-033-他	幼女文範開化女用文	明治 14.6	寶田通文閣 平尾歌子序 并歌 伊藤九六郎著水田 得哉書 文錦堂		表紙部分のみ。袋状にのり付け。裏に「陽清」の印。
K-034-不	地所御払下願 (奥印進達) (払下許可通知) [願地絵図]	明治 14.10.1 明治 14.11.1 明治 15.2.20	藤野伊兵衛方 川端勝太 郎 郡長岸本門蔵代理 網走 外三部郡書記木下順造 開拓使根室支廳	開拓使権大書記官折田平 内	(1) 北見町南通 4 丁目 4・5 番の宅地 196 坪の払下げ願。 北見町南通 4 丁目 4・5 番の宅地 196 坪の払下げ許可と 地代 29 銭 4 厘の納入通知。訂正指示。

	所有地成功方法書 (許可通知) 委任状写 [願地絵図] [貸下許可通知] 領収證書	明治 19.12.15 明治 20.7.13 明治 23.4.30 明治 23.11.6	川畑勝太郎代理 齊藤讀 丙 網走外三部長代理 網走 外三部書記小林國禎 川畑勝太郎 網走外三部長三澤秀二 北海道廳収入官吏 網走 外三部書記石橋安五郎	根室支廳長理事官廣田千 秋 白井クノ 白井クノ	(2) 北見町南通 4 丁目 4・5 番の宅地 196 坪の開墾後、鉄 物店営業の計画書。 (3) 齊藤讀丙を代理人とする委任状。案文。日付無記入。 (4) 北見町南通 4 丁目 4・5 番、野地 196 坪の貸下げ許可 通知。 (5) 地所払下げ代 19 銭 6 厘の領収証。
K-035-商	萬覺帳	明治 15.1	網走佐々木店 川畑勝太 郎		明治 13 年に藤野網走分店に付設した商店の明治 15 年以 降の大福帳。
K-036-商	[海産物積入記録]	明治 15.5.8	(開拓使網走郡役所)		塩鮭・鮭筋子を藤野伊兵衛から大栄丸へ積込んだ記録。
K-037-農	林木拂下願書 (査了) (拂下許可通知) [願地絵図]	明治 15.6.12 明治 15.6.13 明治 15.6.13	吉田長兵衛 網走郡山林監守莊子豊次 網走外三部郡長岸本円蔵	網走郡長岸本円蔵	最寄村ベナタンナイのタモ木 50 敷を炭焼き用材として 払下げを願い出た文書。板刷り様式書への記入。
K-038-官	[半澤真吉辞令]	明治 15.2.13 明治 15.10.2 明治 15.10.18 明治 15.12.21 明治 16.4.30 明治 18.4.14 明治 20.10.4 明治 21.8.11 明治 21.9.12	網走郡役所 根室縣 紋別郡斜里常呂紋別郡役所 根室縣 根室縣 根室縣 網走外三部役所 (網走外三部役所) (網走外三部役所)	雇半沢真吉 半澤真吉 紋別郡各村戸長半澤真吉 紋別郡各村戸長半澤真吉 紋別郡各村戸長半澤真吉 紋別郡各村戸長半澤真吉 半澤真吉 半澤真吉 半澤真吉 網走郡郡總代補欠員半澤 真吉	雇い差免しの辞令。 紋別郡各村戸長と月俸の辞令。 紋別郡浦役人兼務の辞令。 勸業通信委員兼務の辞令。 第 9 番小學區學務委員の辞令。 戸長免官の辞令。 網走郡農商上通信事項取調方の囑託辞令。 郡總代補欠員の選任通知。 郡總代補欠員の辞令。
K-039-商	明治十五年直下シ諸物品 一覽表	明治 15			諸品の価格・割増し価格・傷物の価格などの一覧表。
K-040-不	地券 (裏書) [領収証] 所有地成功方法書 (許可通知) [願地絵図] 宅地賣渡証券	明治 16.1.10 明治 22.3.12 明治 22.3.12 明治 20.2.24 明治 20.6.20 明治 22.3.11	気仙富治 主事網走外三部長代理 郡書記三浦直政 網走外三部役所出納主任 郡書記石橋安五郎 賣渡人気仙富次 買受人 川畑勝太郎 網走外三部長代理 郡書 記小林國禎 気仙富次	根室縣主事網走郡長大木 良房 川端勝太郎 川端勝太郎 北海道廳長官岩村通俊 川畑勝太郎	(1) 北見町中通 4 丁目 16 番、宅地 98 坪。 北見町中通 4 丁目 16 番の宅地 98 坪の買受け裏書。当初 記載の「畑」を「端」へ加筆訂正。 (2) 地券書換手数料 3 銭の領収証。 (3) 北見町中通 4 丁目 16 番の宅地開拓後、荒物経営の計 画書。 上記計画書の許可通知。 (4) 北見町中通 4 丁目 16 番の宅地 98 坪を 7 円で売却し た証券。
K-041-官	[根室縣布達] 甲第九號 告第三拾八號	明治 16.3.21 明治 16.4.6	根室縣令湯地定基代理 根室縣大書記官羽山光和 根室縣令湯地定基代理 根室縣大書記官羽山光和		(1) 明治 9 年根室支廳甲第 4 号布達の畑税則別冊改正 についての布達。活版印刷。 (2) 岩手縣津谷川村・太龍村・保呂羽村の聯合戸長役場 焼失のため公証関係者の申し出を伝える布告、愛媛県戸 村において鼠害のため各種書類不明となり、関係者の 申し出を伝える布告。活版印刷。2 部。
K-042-商	見積書	明治 16.12.11	斜里村大工高屋敷仁太郎	斜里戸長役場	戸長役場備品 (テーブル・帳面) 製作の見積書。
K-043-住	根室縣下斜里郡学齡人員 本籍調査録ノ一	明治 17.1.1	斜里村川畑又三郎	(根室縣廳)	斜里村・止別村の学齡児童とその親の調査記録。付、学 齡人員表。
K-044-商	証券印格証券印界紙賣捌 願 (許可通知) [登記印紙賣捌営業許可 通知] 証券・登記印紙受拂簿 [印紙賣捌許可通知] 証券印紙登記印紙拂下願 証券印紙拂下願 [印紙賣捌許可通知]	明治 17.2.22 明治 17.2.25 明治 25.1.21 明治 26.1 明治 29.4.1 明治 29.4.11 明治 29.12.23 明治 33.6.18	川畑勝太郎 網走郡長大木良房 網走外三部長三澤秀二 川端勝太郎代 廣島禎蔵 川端勝太郎代 川端久能 網走外三部長齋瀬勇七 印紙會計官吏網走外三部 書記 根室稅務管理局長池袋秀 太郎	網走郡郡長大木良房 川端勝太郎 網走外三部長三澤秀二 川端勝太郎 網走外三部長三澤秀二 印紙會計官吏網走外三部 書記 川端勝太郎	(1) 証券印紙・印界紙の販売許可願。 (2) 登記印紙販売の営業許可通知。 (3) 表紙のみ。 (4) 印紙販売願いの許可通知。 (5) 証券印紙・登記印紙の払下げ願。案文。 (6) 印判なし。案文。 (7) 印紙販売願いに対する許可通知。
K-045-商	銃器彈藥賣捌願 (奥印) (免許状下附通知)	明治 17.5.12 明治 17.5.29 明治 17.6.13	川畑勝太郎 網走郡長大木良房 根室縣警察本署	根室警察本署	銃器・彈藥の販売許可願。
K-046-農	炭焼用木御拂下願 (査了) [願地絵図]	明治 17.8.17 明治 17.8.24	吉田長兵衛代 瀬川庄之 助	網走郡郡長大木良房	最寄村ベナタンナイ山の樺墨木 3 敷を炭焼き用材として 使用するための払下げ願。2 部。 査了と日付の記述および印。 2 部。
K-047-商	諸品通	明治 17.10.1	藤野商店	網走病院	藤野商店から網走病院への商品納入記録。10 月分。
K-048-商	古着古道具営業願	明治 17.12.12	大津宗吉	根室縣警察網走御分署	古着古道具営業の許可願。

	(奥印) [鑑札下附通知]	明治 17.12.17 明治 18.4.2	網走郡長大木良房代理 網走郡書記西山信義 根室縣警察本署		
K-049-他	名勝圖解東京御繪圖 全	明治 17	伊藤靜齋		裏面に愛知縣知事郡常滑村 1184 番 土井勇左衛門と記載。
K-050-商	古着古道具營業額 (奥印) (鑑札下付通知)	明治 18.6.15 明治 18.6.18 明治 18.7.18	川畑勝太郎 網走外三郡長長尾助信 根室縣警察本署	根室縣警察本署	古着古道具營業の許可願い。
K-051-商	火藥賣買營業額 (奥印) (鑑札下附通知)	明治 18.7.2 明治 18.7.6 明治 18.7.31	川畑勝太郎 網走外三郡長長尾助信 根室縣令湯地定基	根室縣令湯地定基	(1) 火藥売買營業の許可願い。
	火藥仮貯藏所設置願 (奥印進達) (許可通知)	明治 18.8.14 明治 18.8.24 明治 18.9.9	川畑勝太郎 網走外三郡長長尾助信 根室縣令湯地定基	根室縣令湯地定基	(2) 火藥売買營業の鑑札下付を受けて、貯藏所設置を願った文書。
	火藥仮貯藏所設置方法 [設置所絵図]	明治 18.8.14			(3) 貯藏所設置方法の詳細報告。設置願と同時に提出。
K-052-不	献納願	明治 18.7.16	猪股周作	根室縣令湯地定基	北見町南通 3 丁目の私有地 392 坪を郡役所新築に向けて郡役所用地として献納する旨の申出書。
K-053-不	地所御払下願 (奥印進達) (許可通知) [願地絵図]	明治 18.7.17 明治 18.7.22 明治 19.10.11	川畑勝太郎 網走外三郡長長尾助信 北海道廳根室支廳長理事 官廣田千秋	根室縣令湯地定基	(1) 北見町中通 4 丁目 17 番の宅地 98 坪の払下げ願。
	地券	明治 19.11.20	北海道廳主事網走郡長大 山綱立代理 郡書記柴田 弁治	川畑勝太郎	(2) 北見町中通 4 丁目 17 番の宅地 98 坪の払下げ許可と 地代 9 銭 8 厘の納入通知。 (3) 北見町中通 4 丁目 17 番、宅地 98 坪。
K-054-商	大福帳	明治 18.7	川畑勝太郎		萬商店、川畑勝太郎の店印。
K-055-官	駅通取扱之儀二付願 (奥印進達)	明治 18.8.1 明治 18.8.1	川畑又三郎 斜里村戸長和賀魚取	根室縣令湯地定基	(1) 根室県の斜里村駅通取扱人変更の意向時に新規取扱 人就任を願った文書。
	斜里郡斜里村驛通經費初 年納納概算	明治 18.8.1	川畑又三郎		(2) 2ヶ年分の収支概算。
	財産調 (不許可通知)	明治 18.8.1 明治 18.9.8	川畑又三郎 根室縣令湯地定基		(3) 出願者の財産報告。
K-056-住	寄留御届ケ	明治 18.9.1	川畑又三郎	斜里郡各村戸長役場	青森縣田名部の士族菊地七五郎が又三郎方に寄留する届 出。
K-057-不	地所払下ケ願 (奥印進達) [願地絵図]	明治 18.9.13 明治 18.9.25	渡辺幸四郎 網走外三郡長長尾助信	根室縣令湯地定基	(1) 北見町ニクル新道の宅地 784 坪の払下げ願い。
	起業方法書 [願地絵図]	明治 19.11.2	渡辺幸四郎	北海道廳根室支廳長理事 官廣田千秋	(2) 北見町南通 4 丁目 7 番の荒蕪地 784 坪の開墾後、商 業経営の計画書。
	[貸下許可通知]	明治 19.12.25	北海道廳根室支廳長理事 官廣田千秋		(3) 北見町南通 4 丁目 7 番の野地 784 坪の貸下げ許可通 知。
	地所賣渡証	明治 22.5.11	渡辺幸四郎代理 渡辺泰 治	川端勝太郎	(4) 北見町南通 4 丁目 7 番の宅地 784 坪を 40 円で売却 する売渡証。
	賣渡証	明治 22.5.20	渡辺幸四郎	川端勝太郎	(5) 北見町南通 4 丁目 7 番の宅地 784 坪を 20 円で売却 した売渡証。
	土地払下願 (調査済み進達)	明治 22.7.12 明治 22.7.17	渡辺孝四郎代 川端勝太 郎 網走外三郡長心得三澤秀 二	北海道廳長官永山武四郎	(6) 北見町南通 4 丁目 7 番の宅地 784 坪の開墾済み点検 と払下げ願い。
	[許可通知] [願地絵図]	明治 22.8.3	北海道廳長官		(7) 北見町南通 4 丁目 7 番の宅地 784 坪の払下げ許可と 地代 78 銭 4 厘の納入通知。
K-058-不	地券 (裏書)	明治 18.9.25 明治 22.3.16	根室縣主事網走郡長長尾 助信 主事網走外三郡長代理 郡書記三浦直政	金田伊之松 川端勝太郎	(1) 北見町中通 4 丁目 18・19 番。宅地 196 坪。 北見町中通 4 丁目 18・19 番の宅地 196 坪の買受け裏書。
	委任状写	明治 18.9.27	金田伊之松	芦立平造	(2) 地券請取を委任するもの。2 部。1 部は「芦立平蔵」 と記載。
	所有地成功方法書 (認可通知) [願地絵図]	明治 20.2.24 明治 20.7.13	賣渡人金田伊之松代 芦 立平蔵 買受人川畑勝太 郎 網走外三郡長代理 網走 外三郡書記小林國禎	北海道廳長官岩村通俊	(3) 北見町中通 4 丁目 18・19 番の宅地 196 坪を川端勝太 郎に売却後の利用計画 上記計画書の認可通知。
	賣渡証	明治 22.3.4	金田伊之松代人 芦立平 蔵	川端勝太郎	(4) 北見町中通 4 丁目 18・19 番の宅地 196 坪を 15 円で 売却した売渡証。
K-059-農	蚕養育書	明治 18.9.28	川畑又三郎	斜里郡各村戸長役場	蚕養育試験経過の報告書。
K-060-商	証	明治 18.10.5	越後屋	川畑勝太郎	塩 25 俵を本証持参者に渡すことの依頼証。
K-061-不	地所払下願 (奥印進達) (貸下許可通知) [願地絵図]	明治 18.10.7 明治 18.12.29 明治 19.12.24	永井とみ 網走外三郡長長尾助信代 理 郡書記御子柴五百彦 北海道廳根室支廳長理事 官廣田千秋	根室縣令湯地定基	(1) 北見町中通 4 丁目 14・15 番の宅地 196 坪の払下げ願 い。 (2) 北見町中通 4 丁目 13・14 番と記載。 14・15 番の絵図。

	起業法方書	明治 19.11.20	長井 トミ	根室支廳長理事官廣田千秋	(3) 北見町中通 4 丁目 13・14・15 番の宅地 294 坪の開墾計画書。 13・14・15 番の絵図。
	[願地絵図]				
	地所賣渡証	明治 22.8.24	永井 トミ	川端勝太郎	(4) 北見町中通 4 丁目 14・15 番の宅地 196 坪を 24 円 50 銭で売却した売渡証。
	[宅地分裂許可通知]	明治 30.2.10	網走外三郡長菱瀬勇七	川端勝太郎	(5) 北見町中通 4 丁目 14・15 番の宅地分裂額に対する許可通知。
	[宅地合併許可通知]	明治 30.2.22	網走外三郡長菱瀬勇七	川端勝太郎	(6) 北見町中通 4 丁目 14・15 番の宅地合併額に対する許可通知。
K-062-商	記	明治 18.12.21	㊦ 莊子店	田 (川端勝太郎)	書簡。2 月から 10 月までの炭・近江粉の納入記録通知。
K-063-商	記	明治 18			明治 18 年分の商品の貸し記録。㊦の取引？
K-064-不	地券	明治 19.5.27	北海道廳根室支廳主事網走郡長大山綱立代理 網走郡書記柴田辨治	川畑勝太郎	北見町中通 3 丁目 22 番、宅地 98 坪。
K-065-商	絃燈賣捌願 (許可通知)	明治 19.5.29 明治 19.6.2	川端勝太郎 網走外三郡長大山綱立代理 郡書記柴田弁治	網走郡長大山綱立	絃灯販売の許可願い。2 部。
K-066-官	[布達回覧表紙]	明治 19.6.2	伍長渡辺繁造	生田錫三郎、川畑勝太郎、千葉鉄治郎、日吉栄治郎、酒田庄之助、境田砂橋、小杉金助	布達回覧用表紙。
	[布達] 第三十四號	明治 19.5.7	通信大臣榎本武揚		(1) ハワイとの郵便交換を開始したことの告示。
	第四十一號	明治 19.5.7	大藏大臣伯爵松方正義		(2) 取引停止中の金祿公債証券の所在判明によって停止を解除する告示。
	文部省令第七號	明治 19.5.10	文部大臣森有禮		(3) 教科用図書検定条例。
	勅令第四十三號	明治 19.5.10	内閣總理大臣伯爵伊藤博文		(4) 東蒲原郡を新潟県に管轄替えることを裁可し公布。
	第四十二號	明治 19.5.10	大藏大臣伯爵松方正義		(5) 愛知県知多郡半田の第 136 国立銀行を大阪府東区北浜へ移転することの許可告示。
	第三十六號	明治 19.5.11	通信大臣榎本武揚		(6) 磐城国田村郡門沢村に 3 等郵便局設置の許可告示。
	第三十七號	明治 19.5.11	通信大臣榎本武揚		(7) 荷路夫、上大越、上三宮、豊岡の各郵便局の廃止告示。
	司法省令甲第一號	明治 19.5.12	司法大臣山田顯義		(8) 裁判所官制に伴う人員不足には従来職員のによって対応するという省令。
	告第三拾貳號	明治 19.5.20	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(9) 内務大臣告示第九號 (京都大阪兵庫でコレラ流行のため各港にて船舶検査を実施すること) の告示。
	甲第拾貳號	明治 19.5.22	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(10) 船舶営業者取締規則の改正加除の布達。
	甲第拾三號	明治 19.5.24	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(11) 林木払下げ規則の改正布達。
	甲第拾四號	明治 19.5.24	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(12) 炭焼営業規則の廃止と炭電築造規則の制定布達。
	告第三拾三號	明治 19.5.25	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(13) 林木払下げ願いに関する改正告示。
	告第三拾四號	明治 19.5.25	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(14) 函館控訴裁判所検事長春木義彰管内巡回後帰庁、事務取扱の通知ありの告示。
	告第三拾五號	明治 19.5.25	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(15) 函館控訴院検事長に從六位春木義彰の宣下通知ありの告示。
	告第三拾六號	明治 19.5.25	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(16) 函館控訴院長青木信寅不在中、同院評定官本原章六を代理とする通知の告示。
	甲第拾五號	明治 19.5.25	北海道廳根室支廳長理事官廣田千秋		(17) 樹木移植取締規則の制定の布達。
K-067-商	古物商取締人御届	明治 19.6.4	大津宗吉、酒田昇之助	網走警察分署	(1) 取締人として川端勝太郎を選出し届けた文書。
	[認可通知]	明治 19.6.7	根室警察署網走分署		(2) 取締人認可通知。
	古物商取締簿	明治 19.10	川端勝太郎		(3) 表紙のみ。
K-068-他	賣付之儀二付願	明治 20.2.4	永井友吉、坂又市、石井弥太郎、遠藤熊吉、石山泰太郎、莊子豊治、芦立平造	網走分署長警部補野島安	(1) 川畑勝太郎他 7 名が商用相談時に賭博行為を行い、逮捕された件について特段の配慮によって許容を願う嘆願書。
	賣付之名稱御取消之儀付歟願書	明治 20.2.7	三枝木吉五郎、坂又市、永井友吉、石井弥太郎、石山松太郎、莊子豊治、渡邊泰治、芦立平造、斉藤拙造、遠藤熊吉	網走分署長警部補野島安	(2) 川畑勝太郎他 7 名が商用相談時に賭博行為を行い、逮捕され自宅謹慎に処せられた件について、その処分取消を願う嘆願書。
K-069-商	營業之儀二付御願	明治 20.3.6	川端勝太郎	網走外三郡郡長代理 郡書記小林國禎	前年来の不景気と人口流出による経営不振解消のため、これまで根室から仕入れていた郡役所の物品を当店よりの仕入れに変更を願う文書。
	(不及詮議通知)	明治 20.3.15	網走外三郡長廣田千秋代理 郡書記小林國禎		
K-070-農	土地貸下願	明治 20.7.30	峯村栄造	網走外三郡長廣田千秋代理 網走外三郡書記小林國禎	(1) 網走村ニクル 19 番、野地 5,500 坪の貸下げ願い。
	[貸下許可通知]	明治 21.5.12	網走外三郡長廣田千秋代理		(2) 網走村ニクル 19 番、野地 5,500 坪の貸下げ許可通知

			理 網走外三郡書記三浦直政		
	起業方法書	明治 20.7.30	峯村栄造	網走外三郡長廣田千秋代理 網走外三郡書記小林國禎	(3) 網走村ニクル 19 番の原野大約 6,000 坪を耕地として開墾する計画書。
	[願地絵図]				
	[貸下許可通知]	明治 23.4.15	網走外三郡長三澤秀二	峰村栄造	(4) 網走村ニクル 19 番の野地 5,300 坪の貸下げ取消通知。
	地所賣渡証	明治 25.3.17	峰村栄造	川端勝太郎	(5) 網走村ニクル 19 番の内、耕地 200 坪を 7 円で売却する売渡証。
	[拂下許可通知]	明治 26.4.11	北海道廳長官	峯村栄造	(6) 網走村ニクル 19 番の畑地 7 畝の払下げ許可と地代 21 銭の納入通知。
	領収証	明治 26.5.20	根室本金庫網走派出所収入官吏網走外三郡書記垣沼武次郎	峰村栄造	(7) 網走村ニクル 19 番の畑地 7 畝の払下げ地代の領収証。
	地所賣渡証	明治 26.6.20	峯村栄造	川端勝太郎	(8) 網走村ニクル 19 番の畑地 7 畝を 7 円で売却した売渡証。
	(登録録)	明治 26.6.21	北見登記所		
K-071-商	貯金利息積算表	明治 20.7	通信省爲替貯金局		預貯金の預け期間ごとの元利合計一覧表。活版印刷。
K-072-不	土地貸下願	明治 20.8.25	岩井重壽	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政	(1) 北見町南通 1 丁目 3 番内 1、野地大約 700 坪の貸下げ願い。宅地 952 坪と記載。
	(貸下許可通知)	明治 21.4.23	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政		
	起業方法書	明治 20.8.25	岩井重壽	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政	(2) 北見町南通 1 丁目の野地を宅地とする開墾計画書。
	[願地絵図]				
	地所賣渡証	明治 22.4.16	岩井重壽	川端勝太郎	(3) 北見町南通 1 丁目の宅地 952 坪を 50 円で売却する売渡証。
	土地拂下願	明治 23.7.30	岩井重壽	北海道廳長官永山武四郎	(4) 北見町南通 1 丁目 3 番内 1 の宅地 952 坪の払下げ願い。
	(登録録)	明治 23.11.18			
	[調査済み進達]	明治 23.9.19	網走外三郡長三澤秀二		
	(拂下許可通知)	明治 23.10.23	北海道廳長官		(5) 北見町南通 1 丁目 3 番内 1 の宅地 3 反 1 畝 2 歩の払下げ許可と地代 95 銭 2 厘の納入通知。
	[願地絵図]	明治 23.7.30	岩井重壽		
	地所及建家賣渡証	明治 23.10.22	岩井重壽	川端勝太郎	(6) 北見町南通 1 丁目 3 番内 1 の宅地 952 坪を 30 円及び建家 1 棟を 20 円にて売却した売渡証。
	(登録録)	明治 23.11.18	北見登記所		
	委任状	明治 23.10.23	岩井重壽		(7) 北見町南通 1 丁目の宅地及び建家に関する諸手続を野村長吉に委任する文書。
	領収證書	明治 23.11.6	北海道廳収入官吏 網走外三郡書記石橋安五郎	岩井重壽	(8) 地代 95 銭 2 厘の領収書。
K-073-不	土地貸下願	明治 21.2.25	工藤スエ	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政	(1) 北見町南通 1 丁目、原野大約 1,700 坪の貸下げ願い。
	(貸下許可通知)	明治 21.4.23	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政		宅地 2,036 坪と記載。
	起業方法書	明治 21.2.25	工藤スエ	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政	(2) 北見町南通 1 丁目、原野 1,700 坪の宅地開墾計画書。
	[願地絵図]				
	地所賣渡証	明治 22.4.13	工藤スエ	川端勝太郎	(3) 北見町南通 1 丁目の宅地 2,036 坪を 35 円で売却する売渡証。
	[貸下許可通知]	明治 23.4.29	網走外三郡長三沢秀二	川端勝太郎	(4) 北見町南通 1 丁目 3 番の 3 の野地 2,036 坪の貸下げ許可通知。
	[拂下許可通知]	明治 24.9.18	北海道廳長官	川端勝太郎	(5) 北見町南通 1 丁目 3 番の 3 の宅地 6 反 4 畝 22 歩の払下げ許可と地代 1 円 94 銭 2 厘の納入通知。
	(登録録)	明治 25.1.19	北見登記所		
	領収証	明治 24.10.1	根室本金庫第二号派出所収入官吏網走外三郡書記石橋安五郎	川端勝太郎	(6) 地代 1 円 94 銭 2 厘の領収証。
K-074-不	土地貸下願	明治 21.4.21	三浦重吉	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政	(1) 北見町中通 7 丁目 17・18・19・20・21・22・23・24 番、野地 784 坪の貸下げ願い。上記野地の貸下げ許可通知。
	(貸下許可通知)	明治 21.9.28	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政		
	起業方法書	明治 21.4.21	三浦重吉	網走外三郡長代理 郡書記三浦直政	(2) 北見町中通 7 丁目 17・18・19・20・21・22・23・24 番の野地 784 坪の宅地開墾計画書。
	[願地絵図]				
	地所賣渡証	明治 23.4.13	三浦重吉	川端勝太郎	(3) 北見町中通 7 丁目 17・18・19・20・21・22・23・24 番の宅地 784 坪を 40 円にて売却する売渡証。
	委任状	明治 23.12.14	三浦重吉		(4) 北見町中通 7 丁目 17・18・19・20・21・22・23・24 番の野地 784 坪の払下げに関する手続を川端勝太郎に委任する文書。
	[払下許可通知]	明治 24.1.15	北海道廳長官	三浦重吉	(5) 北見町中通 7 丁目 17・18・19・20・21・22・23・24 番の宅地 2 段 6 畝 4 歩の払下げ許可と地代 78 銭 4 厘の納入通知。
	(登録録)	明治 24.2.4	北見登記所		
	領収證書	明治 24.2.3	北海道廳収入官吏 網走外三郡書記石橋安五郎	三浦重吉	(6) 地代 78 銭 4 厘の領収書。
	宅地賣渡証	明治 24.2.4	三浦重吉	川端勝太郎	(7) 北見町中通 7 丁目 17・18・19・20・21・22・23・24 番の宅地 2 段 6 畝 4 歩を 24 円にて売却した売渡証。

	(登記録)	明治 24.2.5	北見登記所		
K-075-不	土地貸下願	明治 21.5.28	鈴木文吉	網走外三郡長代理 警部 兼書記島井貞紀	(1) 北見町南通 6 丁目 2 番、野地 784 坪の貸下げ願い。
	(貸下許可通知)	明治 21.10.19	網走外三郡長代理 郡書 記三浦直政		
	起業方法書 [願地絵図]	明治 21.5.28	鈴木文吉	網走外三郡長代理 警部 兼書記島井貞紀	(2) 北見町南通 6 丁目 2 番の野地 784 坪の宅地開墾計画書。
	地所賣渡証書	明治 23.7.11	松井文吉	川端勝太郎	(3) 北見町南通 6 丁目 2 番の宅地 784 坪を 25 円で売却する売渡証。鈴木文吉は、松井文吉に改名。
	[払下許可通知]	明治 26.6.7	北海道廳長官	松井文吉	(4) 北見町南通 6 丁目 2 番の宅地 2 反 6 畝 4 歩の払下げ許可と地代 78 錢 4 厘の納入通知。
	(登記録)	明治 26.7.11			
	領収証	明治 26.6.26	根室本金庫網走派出所 収入官吏網走外三郡書記 垣沼武次郎	松井文吉	(5) 地代 78 錢 4 厘の領収書。
	地所賣渡証	明治 30.2.10	三浦直郎	川端勝太郎	(6) 北見町南通 6 丁目 2 番の宅地 784 坪を 150 円で売却した売渡証。
	(登記録)	明治 30.2.10	北見登記所		
K-076-他	[電報]	明治 21.5.30	ミヤモトクヘイ	カワハカツタロウ	筒雷管の問合せ。
K-077-不	土地貸下願	明治 21.6.5	森村ミヨ	網走外三郡長代理 郡書 記島居貞紀	(1) 北見町中通 7 丁目 10 番、野地 784 坪の貸下げ願い。 上記土地の貸下げ許可通知。
	(貸下許可通知)	明治 21.10.19	網走外三郡長代理 郡書 記三浦直政		
	起業方法書 [願地絵図]	明治 21.6	森村ミヨ		(2) 北見町中通 7 丁目 10 番の原野 784 坪の宅地開墾計画書。
	[貸下地相続認可通知]	明治 23.12.4	網走外三郡長三澤秀二	松村喜代作	(3) 貸下げ地の相続認可通知。
	[拂下許可通知]	明治 24.2.27	北海道廳長官	松村ミヨ相續人 松村喜 代作	(4) 北見町中通 7 丁目 10 番の宅地 2 段 6 畝 4 歩の払下げ許可と地代 78 錢 4 厘の納入通知。
	領収證書	明治 24.3.18	北海道廳収入官吏 網走 外三郡書記石橋安五郎	松村喜代作	(5) 地代 78 錢 4 厘の領収証。
	地所賣渡証	明治 24.6.1	松村喜代作代 野村長吉	川端勝太郎	(6) 北見町中通 7 丁目 10 番の宅地 2 段 6 畝 4 歩を 19 円で売却した売渡証。
	(登記録)	明治 24.6.17	北見登記所		
K-078-他	證	明治 21.7.17	住江勝馬、宮本吉古三、 細木芳太郎、山崎伊三郎、 山中常八、小野儀太郎、 下元徳馬、下元利三郎	川端勝太郎	出稼ぎに関する約定書違反者 2 名 (大崎熊次、下元丑太郎) の許容を嘆願する文書。
K-079-商	金銭判取帳	明治 21.7	佐藤重太郎		佐藤重太郎の金銭判取り帳。記録は明治 21.11.1 から明治 24.10.13 まで。
K-080-不	土地貸下願	明治 21.8	川畑勝太郎	網走外三郡長代理 三浦 直政	(1) 北見町北通 2 丁目 9・10 番、野地 196 坪の貸下げ願い。
	[貸下許可通知]	明治 22.2.26	網走外三郡長代理 郡書 記三浦直政		(2) 北見町北通 2 丁目 9・10 番、野地 196 坪の貸下げ許可通知。
	起業方法書 [願地絵図]	明治 21.8.22	川畑勝太郎	網走外三郡長代理 三浦 直政	(3) 北見町北通 2 丁目 9・10 番の原野 196 坪の宅地開墾計画書。
	土地払下願	明治 22.7.12	川端勝太郎	北海道廳長官永山武四郎	(4) 北見町北通 2 丁目 9・10 番の宅地 196 坪の払下げ願い。
	(調査済み進達)	明治 22.7.17	網走外三郡長心得三澤秀 二		
	(拂下許可通知)	明治 22.8.3	北海道廳長官		上記宅地の払下げ許可と地代 19 錢 6 厘の納入通知。
	[願地絵図]				
K-081-漁	土地貸下願	明治 21.9.15	気仙富治	網走外三郡長代理 郡書 記三浦直政	(1) 雄武村ヲホチナイ、原野 1,000 坪の貸下げ願い。3 部。
	(調査済み進達)	明治 21.9.21	紋別九ヶ村戸長坂元澄高		
	起業方法書	明治 21.9.15	気仙富治	網走外三郡長代理 郡書 記三浦直政	(2) 雄武村オホチナイ、原野 1,000 坪における鯉鱒漁業開墾計画書。3 部。
	(調査済み進達)	明治 21.9.21	紋別九ヶ村戸長坂元澄高		
	[願地絵図]				
	鯉鱒漁業業願	明治 21.9.15	気仙富治	網走外三郡長代理 郡書 記三浦直政	(3) 雄武村ヲホチナイにおいて鯉鱒漁業経営の許可願い。3 部。
	(調査済み進達)	明治 21.9.21	紋別九ヶ村戸長坂元澄高		
	鯉鱒営業方法書 [願地絵図]	明治 21.9.15	気仙富治	網走外三郡長代理 郡書 記三浦直政	(4) 雄武村ヲホチナイにおける鯉鱒漁業経営の計画書。3 部。
	[紋別戸長役場からの回答書]	明治 22.2.22	紋別九ヶ村戸長役場	気仙富次	(5) 実地調査時に立会が無かったため却下とする旨の通知。
K-082-不	土地貸下願	明治 21.9.17	川端勝太郎	網走外三郡郡長代理 三 浦直政	(1) 北見町南通 4 丁目裏 2 番、野地 784 坪の貸下げ願い。
	(貸下許可通知)	明治 22.2.13	網走外三郡長代理 網走 外三郡書記三浦直政		上記野地の貸下げ許可通知。
	起業方法書 [願地絵図]	明治 21.9.17	川端勝太郎	網走外三郡郡長代理 三 浦直政	(2) 斜里道路の原野 900 坪の宅地開墾計画書。
	[拂下許可通知]	明治 25.3.24	北海道廳長官	川端勝太郎	(3) 北見町南通裏 4 丁目 2 番の宅地 2 反 6 畝 4 歩の払下げ許可と地代 78 錢 4 厘の納入通知。
	領収証	明治 25.6.6	根室本金庫第二号派出 収入官吏網走外三郡書記	川端勝太郎	(4) 地代 78 錢 4 厘の領収証。

			石橋安五郎		
K-083-不	土地貸下願	明治 21.9.17	川端勝太郎	網走外三郡郡長代理 三浦直政	(1) 北見町南通 3 丁目裏 4 番、野地 784 坪の貸下げ願い。
	(貸下許可通知)	明治 22.2.13	網走外三郡郡長代理 郡書記三浦直政		上記野地の貸下げ許可通知。
	起業方法書 [願地絵図]	明治 21.9.17	川端勝太郎	網走外三郡郡長代理 三浦直政	(2) 斜里道路の原野 900 坪の宅地開墾計画書。
	[拂下許可通知]	明治 25.3.24	北海道廳長官	川端勝太郎	(3) 北見町南通裏 3 丁目 4 番の宅地 2 反 6 畝 4 歩の払下げ許可と地代 78 銭 4 厘の納入通知。
	領収証	明治 25.6.6	根室本金庫第二号派出 収入官吏網走外三郡書記 石橋安五郎	川端勝太郎	(4) 地代 78 銭 4 厘の領収証。
K-084-不	土地貸下願	明治 21.10.27	川端勝太郎	網走外三郡郡長代理 三浦直政	(1) 北見町中通 3 丁目 23 番、野地 98 坪の貸下げ願い。
	(貸下許可通知)	明治 22.2.13	網走外三郡郡長代理 郡書記三浦直政		上記野地の貸下げ許可通知。
	起業方法書 [願地絵図]	明治 21.10.27	川端勝太郎	網走外三郡郡長代理 三浦直政	(2) 北見町中通 3 丁目 23 番の原野 98 坪の宅地開墾計画。
	土地払下願 (調査済み進達)	明治 22.3.22 明治 22.3.28	川端勝太郎 網走外三郡郡長代理 郡書記石橋安五郎	北海道廳長官永山武四郎	(3) 北見町中通 3 丁目 23 番の宅地 98 坪の払下げ願い。
	[拂下許可通知] [願地絵図]	明治 22.4.24	北海道廳長官		(4) 北見町中通 3 丁目 23 番の宅地 98 坪の払下げ許可と地代 9 銭 8 厘の納入通知。
K-085-他	官林木拂下特許願	明治 21.11.12	川端勝太郎代 気仙富治	北海道廳第二部林務課網走派出所	能取山ホナラウネナイの官林木を家財用として使用するため払下げと入村鑑札の発行を願い出た文書。
K-086-商	東京米況	明治 21.12.11	新潟物産會社支店		東京廻米問屋市場の米況案内。活版印刷。
K-087-不	土地貸下願	明治 21.12.18	川端勝太郎	網走外三郡 郡書記三浦直政	(1) 北見町南通 4 丁目 2・3 番、宅地 196 坪の貸下げ願い。
	(留置の注記)	明治 21.12.18	橋本◎		2 部中 1 部に、未踏査のため許可留置き注記。
	起業方法書 [願地絵図]	明治 21.12.18	川端勝太郎		(2) 北見町南通 4 丁目 2・3 番、宅地 196 坪の開墾計画書。2 部。
K-088-不	土地貸下願	明治 22.2.15	林太四郎	網走外三郡郡長代理 郡書記三浦直政	(1) 北見町中通 6 丁目 25 番、野地 784 坪の貸下げ願い。
	起業方法書 [願地絵図]	明治 22.2.15	林太四郎	網走外三郡郡長代理 郡書記三浦直政	(2) 北見町中通 6 丁目 25 番の原野 784 坪の宅地開墾計画書。
	[貸下許可通知]	明治 22.5.27	網走外三郡郡長代理 郡書記三浦直政		(3) 北見町中通 6 丁目 25 番の原野 784 坪の貸下げ許可通知。
	地所賣渡証 [賣渡地所絵図]	明治 23.4.1	林太四郎	川端勝太郎	(4) 北見町中通 6 丁目 25 番の宅地の内、半分の 392 坪を 25 円で売却する売渡証。
	賣渡証 (登録)	明治 26.6.27	林太四郎	川端勝太郎	(5) 北見町中通 6 丁目 25 番の 2 の宅地 1 反 3 畝 2 歩と建家 7 坪 5 合を 40 円で売却した売渡証。
	[賣渡地所絵図]	明治 26.7.22	北見登記所		
K-089-他	官林木拂下特許願	明治 22.3.7	川端勝太郎	北海道廳第二部林務課網走派出所	能取山ホナラウネナイの官林木を薪用として使用するため払下げと入村鑑札の発行を願い出た文書。
	(許可通知)	明治 22.3.8	林務課網走派出所		
K-090-商	約定証	明治 22.3.16	岩瀬孫三郎	川端勝太郎、庄司豊治	標茶・網走間道開通工事請負いの約定書。
K-091-商	惣差引調書	明治 22.3	沢鈴木善介	川端勝太郎、川畑クニ	根室の沢鈴木と川端の取引記録。
K-092-商	[赤土拂下願許可通知]	明治 22.7.12	林務課網走派出所	福田政吉	赤土払下げ願いに対する許可通知。
K-093-商	約定証	明治 22.8.17	岩瀬孫三郎	競馬場世話方	最寄村の競馬場建設における仕様のミスを修正する約定書。
K-094-金	借用証	明治 23.3.7	川端勝太郎	石井弥太郎	金 50 円の借用証。案文。
K-095-不	委任状	明治 23.4.23	藤野治兵衛		(1) 北見町中通 6 丁目 21 番の宅地 98 坪貸下げ出願に關することを川端勝太郎に委任する文書。
	[貸下許可通知]	明治 23.4.25	網走外三郡郡長三沢秀二	藤野治兵衛	(2) 北見町中通 6 丁目 21 番の野地 98 坪の貸下げ許可通知。
	[払下許可通知]	明治 24.6.12	北海道廳長官	藤野治平	(3) 北見町中通 6 丁目 21 番の宅地 3 畝 8 歩の払下げ許可と地代 9 銭 8 厘の納入通知。
	(登録)	明治 24.9.21	北見登記所		
	領収証	明治 24.7.20	根室本金庫第二号派出 収入官吏網走外三郡役所 郡書記石橋安五郎	藤野治平	(4) 地代 9 銭 8 厘の領収証。
	宅地譲渡証 (登録)	明治 24.9.21 明治 24.9.21	藤野治兵衛 北見登記所	川端勝太郎	(5) 北見町中通 6 丁目 21 番の宅地 3 畝 8 歩を 8 円 50 銭で無代償譲与する旨の譲渡証。
K-096-不	土地拂下願 (留置の注記) (調査済み進達) [願地絵図]	明治 23.4.30 明治 23.4.30	川端勝太郎 紋別郡各村戸長坂元澄高	北海道廳長官永山武四郎	澤木村シリエト 1 番、宅地 500 坪の払下げ願い。3 部。1 部にのみ、実地検査まで留置きの注記を記載。抹消線。
	[貸下許可通知]	明治 23.4.30	網走外三郡郡長三沢秀二	中村正治	(1) 北見町南通 4 丁目 2・3 番の野地 196 坪の貸下げ許可通知。K-086-不で保留となった物件。
K-097-不	地所賣渡証	明治 23.6.26	中村正二	川端勝太郎	(2) 北見町南通 4 丁目 2・3 番の宅地 196 坪を 15 円で売却する売渡証。

	[拂下許可通知]	明治 26.6.7	北海道廳長官	中村正治	(3) 北見町南通 4 丁目 2・3 番の宅地 7 畝 6 歩の払下げ許可と地代 19 銭 6 厘の納入通知。
	(登録) 領収証	明治 26.7.12 明治 26.6.26		中村正治	(4) 地代 19 銭 6 厘の領収証。
	賣渡証	明治 26.6.27	中村正治	川端勝太郎	(5) 北見町南通 4 丁目 2・3 番の宅地及び建家を 23 円で売却した売渡証。
	(登録) [賣渡地所絵図]	明治 26.7.21	北見登記所		
K-098-農	[貸下許可通知]	明治 22.8.22	網走外三郡長三澤秀二	最乗天柱	(1) 網走村ニクル 20 番の 4、野地 2,583 坪の貸下げ許可通知。許可発行年が 22 年と記載されているが、23 年の誤記。
	地所賣渡証	明治 25.10.24	最乗天柱	川端勝太郎	(2) 網走村ニクル 20 番の 4 の野地 2,583 坪を 78 円 50 銭で売却する売渡証。
	[拂下許可通知]	明治 26.4.11	北海道廳長官	最乗天柱	(3) 網走村ニクル 20 番の 4 の畑地 8 反 6 畝 3 歩の払下げ許可と地代 2 円 58 銭 3 厘の納入通知。
	(登録) 領収証	明治 26.6.21 明治 26.5.20		最乗天柱	(4) 地代 2 円 58 銭 3 厘の領収証。
	地所賣渡証	明治 26.6.21	最乗天柱	川端勝太郎	(5) 網走村ニクル 20 番の 4 の畑 8 反 6 畝 3 歩を 45 円で売却した売渡証。
	(登録)	明治 26.6.21	北見登記所		
K-099-不	[貸下許可通知]	明治 23.4.30	網走外三郡長三沢秀二	村田廣吉	(1) 北見町南通 5 丁目 2・3 番、野地 196 坪の貸下げ許可通知。
	地所賣渡証	明治 23.5.10	村田廣吉	川端勝太郎	(2) 北見町南通 5 丁目 2・3 番の宅地 196 坪を 12 円で売却する売渡証。
	土地払下願 (登録) (調査済み進達) (拂下許可通知) [願地絵図]	明治 23.7.17 明治 23.11.20 明治 23.9.18 明治 23.10.23	村田廣吉 北見登記所 網走外三郡長三澤秀二 北海道廳長官	北海道廳長官永山武四郎	(3) 北見町南通 5 丁目 2・3 番の宅地 196 坪の払下げ願い。
	地所賣渡証	明治 23.11.19	村田廣吉	川端勝太郎	(4) 北見町南通 5 丁目 2・3 番の宅地 196 坪の払下げ許可と地代 19 銭 6 厘の納入通知。
	(登録)	明治 23.11.20	北見登記所		(5) 北見町南通 5 丁目 2・3 番の宅地 196 坪を 4 円で売却した売渡証。
K-100-不	[貸下許可通知]	明治 23.8.8	網走外三郡長三沢秀二	川端勝太郎	(1) 北見町南通 1 丁目 3 番の 6、野地 70 坪の貸下げ許可通知。
	[拂下許可通知]	明治 26.4.11	北海道廳長官	川端勝太郎	(2) 北見町南通 1 丁目 3 番の 6 の宅地 2 畝 10 歩の払下げ許可と地代 7 銭の納入通知。
	(登録) 領収証	明治 26.6.22 明治 26.5.20		川端勝太郎	(3) 地代 7 銭の領収証。
			根室本金庫網走派出所 収入官吏網走外三郡書記 垣沼武次郎		
K-101-不	[貸下許可通知]	明治 23.8.8	網走外三郡長三沢秀二	網走郡総代川端勝太郎	(1) 北見町南通 2 丁目 8 番、野地 392 坪の貸下げ許可通知。
	[家屋建築延期許可通知]	明治 23.11.29	網走外三郡長三沢秀二	川端勝太郎	(2) 北見町南通の家屋建築延期願いを許可する通知。地番不明だが、2 丁目 8 番とともに綴じてあり、ここに所収。
K-102-農	[貸下許可通知]	明治 23.8.22	網走外三郡長三沢秀二	森クニ	(1) 網走村ニクル 20 番の 3、野地 750 坪の貸下げ許可通知。
	地所賣渡証	明治 25.3.17	森クニ	川端勝太郎	(2) 網走村ニクル 20 番の 3 の耕地 750 坪を 24 円で売却する売渡証。
	[拂下許可通知]	明治 26.4.11	北海道廳長官	森クニ	(3) 網走村ニクル 20 番の 3 の畑地 2 反 5 畝の払下げ許可と地代 75 銭の納入通知。
	(登録) 領収証	明治 26.6.21 明治 26.5.20		森クニ	(4) 地代 75 銭の領収証。
	地所賣渡証	明治 26.6.20	森クニ	川端勝太郎	(5) 網走村ニクル 20 番の 3 の畑 2 反 5 畝を 20 円で売却した売渡証。
	(登録)	明治 26.6.21	北見登記所		
K-103-農	[貸下許可通知]	明治 23.8.22	網走外三郡長三沢秀二	齊藤讃丙	(1) 網走村ニクル 20 番の 1、野地 1,314 坪 5 合 5 勺の貸下げ許可通知。
	委任状	明治 24.12.1	齊藤讃丙		(2) 網走村ニクル 20 番の 1 の耕地 1,314 坪 5 合 5 勺の払下げに関する業務を川端勝太郎に委任する文書。
	[拂下許可通知]	明治 26.4.11	北海道廳長官	齊藤讃丙	(3) 網走村ニクル 20 番の 1 の畑地 4 反 3 畝 24 歩の払下げ許可と地代 1 円 31 銭 4 厘の納入通知。
	[登記願]	明治 29.10.28	齊藤讃丙代人 川端勝太郎		(4) 網走村ニクル 20 番の 1 の畑地 4 反 3 畝 24 歩の登記願い。
	印鑑証明願	明治 29.11.19	齊藤讃丙代人 川端勝太郎	網走外三郡長三沢秀二	(5) 登記願に齊藤の印鑑証明不備による登記不可の事態に対して、齊藤他行のために既出の印鑑による照合処置を依頼した文書。
	改印御届	明治 24	齊藤讃丙	網走外三郡長三沢秀二	(6) 印鑑証明不備の通知に対し、既出の改印届を添えた案文。

	地所賣渡証 (登録録)	明治 31.7.6 明治 31.7.13	齊藤謙丙代 宗村萬六	川端勝太郎	(7) 網走村ニクル 20 番の 1 の畑 4 反 3 畝 24 歩を 26 円 28 銭で売却した売渡証。
K-104-献	試験願	明治 23.8.22	川端勝太郎、莊子豊治、池田力三郎	農商務大臣陸奥宗光	(1) 最寄村アヌマノ官有地における石油試験許可願い。
	[願地絵図]		川端勝太郎、莊子豊治、池田力三郎		
	北見国網走郡最寄村字アヌマノ石油試験願 (封筒)	明治 25.9.5 明治 25.9.6	札幌礦山監督署 札幌礦山監督署	川端勝太郎 外 1 名 川端勝太郎	(2) 明治 24.12 の図面修正の指示に対する回答が無いため、10.6 までに提出しない場合、本願を無効とする通知。年月日は、札幌における消印。
	[北見国網走郡最寄村字アヌマノ石油試験願に対する不備通知]	明治 26.1.11	札幌礦山監督署	川端勝太郎 外 2 名	(3) 莊子豊治の改印届に所轄戸長の証明がないので、戸長の証明を付けた改印届を提出することの通知。
	[試験認可通知]	明治 26.4.13	札幌礦山監督署長小花冬吉		(4) 許可期限、明治 27.4.12 まで。
	試験延期願	明治 27.3.27	礦業人川端勝太郎	東京礦山監督署	(5) 地質と天候の悪条件を理由に試験期間の延期を願出した文書。
	石油鑽試験認可願	明治 27.4.12	齊藤豊次郎	東京礦山監督署長小花冬吉	(6) 川端勝太郎の試験延期願が許可されなかったため、勝太郎宅に寄留していた齊藤豊次郎名で試験願を提出した文書。
	(試験認可通知)	明治 27.5.14	東京礦山監督署長大八木喬栄		(7) 認可期限、明治 28.5.13 まで。
	[願地絵図]	齊藤豊次郎			
	試験延期願	明治 28.4.10	齊藤豊次郎	東京礦山監督署大谷木喬栄	(8) 認可期限までに完了しないため延期を願い出した文書。
	(不許可通知)	明治 28.6.4	東京礦山監督署長嶋田剛太郎		(9) 延期不許可の通知。
	理由書	明治 28.4.10	齊藤豊次郎		(10) 延期願いに添付した理由書。理由は、明治 27 の川端勝太郎の場合とはほぼ同一。
	石油鑽試験認可願	明治 28.6	川端クノ	東京礦山監督署長嶋田剛太郎、札幌礦山監督署長徒六位西山正吾	(11a) 齊藤豊次郎の延期願いが不許可となったため、3 回目の申請として川端勝太郎の妻名義で申請するための文書。案文。
	[願地絵図]		川端クノ 測量者川端勝太郎		
	石油鑽試験認可願	明治 28.6	川端クノ	東京礦山監督署長嶋田剛太郎	(11b) 上記願いと同一案文。宛先は嶋田のみ。
	[願地絵図]		川端クノ 測量者川端勝太郎		
K-105-不	石油鑽試験認可願	明治 32.3.18	川端勝太郎	札幌礦山監督署長西山正吾	(12) 川端勝太郎名義での再度の申請。4 部。郵便の受付印は、3.18。監督署の受付日付は 3.22。3 部。
	[願地絵図]		川端勝太郎 測量者山崎静	川端勝太郎	
	販願書	明治 32.3.18	川端勝太郎	札幌礦山監督署長西山正吾	(13) 登記印紙の金額が不明のため、印紙不貼付申請するが、願書受理後に送付する旨の願い。
	石油鑽試験願	明治 32.3.23	札幌礦山監督署長門馬軍平		(14) 登録税上納不備のため不受理の通知。
	石油鑽試験認可願	明治 32.4	川端勝太郎	札幌礦山監督署長門馬軍平	(15) 3 月提出の願書などの不備を補い再提出しようとした案文。2 部。明治 32.4 出願の記載。2 部。
	[願地絵図]	明治 32.4	川端勝太郎 測量者山崎静		
	上納証	明治 32	川端勝太郎	札幌礦山監督署長門馬軍平	(16) 収入印紙 75 円を登録税として上納するという文書。
	(封筒)	明治 32.4	川端勝太郎	札幌礦山監督署長門馬軍平	封筒裏に第 4 月の記載。
	地所賣渡証 (登録録)	明治 23.11.17 明治 23.11.17	大塚松司 北見登記所	川端勝太郎	北見町中通 5 丁目 22・23 番の宅地 196 坪を 26 円で売却した売渡証。
	委任状	明治 23.12.15	藤田太郎吉		(1) 北見町南通 1 丁目 4 番の宅地に関する一切を川端勝太郎に委任する文書の案文。
K-106-不	[拂下許可通知]	明治 24.2.3	北海道廳長官	藤田太郎吉	(2) 北見町南通 1 丁目 4 番の宅地 2 段 1 畝 14 歩の払下げ許可と地代 64 銭 4 厘の納入通知。
	領収證書	明治 24.2.23	北海道廳収入官吏 網走外三部書記石橋安五郎	藤田太郎吉代 川端勝太郎	(3) 地代 64 銭 4 厘の領収証。
	地所賣渡証 (登録録)	明治 24.6.1 明治 24.6.17	川端勝太郎 北見登記所	白井くの	(4) 北見町南通 1 丁目 4 番の宅地 2 段 1 畝 14 歩を 19 円 50 銭で売却した売渡証。
	議按	明治 23			町村費における消防費予算の議案書。
K-107-官	明治二十三年度網走消防組豫算				
	議按	明治 23			町村費における網走小学校建増しと修繕の議案書。
K-108-官	積金支出豫算				
	大福帳	明治 24.1			全体的に破損が著しい大福帳。記録の始まりは、明治 16。
K-110-商	物價表	明治 24.4	川端店		「物價報知」を綴じ込んだものの表紙。
	物價報知 第 267 號	明治 24.3.30	東京並木活版所		(1) 活版印刷。

	物價報知 第 293 號	明治 24.6.10	東京並木活版所		(2) 活版印刷。
K-111-農	土地貸下願	明治 24.7.25	川端勝太郎	北海道廳長官渡辺千秋	(1) 止別村フレトエ・スマラエ、原野 990,000 坪の貸下げ願い。
	(付箋)	明治 24.10.26	地理課根室派出所		24.9.24 付で本願却下の記述。
	[順地絵図]	明治 24.8.10	斜里外四ヶ村戸長永田高致、網走外三郡長三澤秀二		
	[調査済み進達]	明治 24.7.25	川端勝太郎	北海道廳長官渡辺千秋	(2) 止別村フレトエ・スマラエの原野 990,000 坪を開墾し、牧場経営の計画書。
	施業方法	明治 24.8.10	斜里外四ヶ村戸長永田高致、網走外三郡長三澤秀二		
K-112-農	(調査済み進達)				(3) 畜産計画表。
	[畜産 10ヶ年計画表]				
	種牛拝借願 (進達)	明治 24.10.7	川端勝太郎	北海道廳長官渡辺千秋	(1) 牧牛改良繁殖のための雑種雄牛 1 頭の拝借願い。
K-113-不	目論見書	明治 24.10.9	網走外三郡長三澤秀二		(2) 止別村フレトエの牧場での繁殖計画書。
					K-111-農で牧場地の貸下げ却下決定が 9.24 であり、本願は行き違いに提出した文書。
K-113-不	委任状	明治 24.10.19	野村長吉	野村長吉代人 川端勝太郎	(1) 北見町南通 3 丁目の土地 90 坪に関する一切のことを川端勝太郎に委任する文書。
	立會通知書 (82 號)	明治 31.6.29	北海道廳網走支廳出張員 事業手川井千代治	野村長吉	(2) 北見町南通裏 3 丁目の土地の実地調査の通知。
	[無償付與許可通知]	明治 31.7.25	北海道廳網走支廳長岡次郎太郎		(3) 北見町南通裏 3 丁目 2 番の 2 の宅地 3 畝 8 歩の無償付与の許可通知。
K-114-他	明治廿五年略本曆	明治 24.10.24	神宮司廳		明治 25 年の曆。板刷印刷。
K-115-不	[家屋建築記録]	明治 24	川端勝太郎		これまでの家屋建築の過程をまとめ、記録したメモ。
K-116-商	[葉書]	明治 25.1.1	銃砲火薬賣買免許商通山丑松商店	川端勝太郎	銃砲火薬類販売商品の案内。裏面は活版印刷。
K-117-不	地所賣渡証	明治 25.2.29	村田廣吉	川端勝太郎	(1) 北見町南通 6 丁目 25 番の宅地 98 坪を 9 円で売却する売渡証。
	委任状	明治 25.2.29	村田廣吉	川端勝太郎	(2) 北見町南通 6 丁目 25 番の宅地 98 坪に関する一切を委任する文書。
	土地拂下願 (調査済み進達) (付箋)	明治 25.11.22 明治 25.11.26 明治 26.10.19	村田廣吉代 川端勝太郎 網走外三郡長三澤秀二 網走外三郡役所	北海道廳長官北垣國道	(3) 北見町南通 6 丁目 25 番の宅地 98 坪の払下げ願い。
					7 月中に返地命令が出ており、願いを却下する旨の記述。
K-118-不	[貸下不許可通知]	明治 25.6.11	北海道廳長官	川端勝太郎	網走村ニクルの土地貸下げ願に対する不許可通知。
K-119-不	[貸下許可通知]	明治 25.6.13	北海道廳長官	川端勝太郎	(1) 北見町南通 6 丁目、原野 196 坪の貸下げ許可通知。
	立會通知書 (79 號)	明治 31.6.29	北海道廳網走支廳出張員 事業手川井千代治		(2) 北見町南通 6 丁目と南通裏 6 丁目 (K-125-不) の実地調査の通知。125 参照。
K-120-商	[金銭判取帳]	明治 25.8			表紙・裏表紙とも破損、前半部破損多し。記録は、明治 25.8 より明治 29.8.18 まで。
K-121-農	起業方法書	明治 25.10.29	川端勝太郎	北海道廳長官北垣國道	(1) フシココタンの野地 100,000 坪を畑地とする開墾計画書。職印抹消。
	[調査済み進達]	明治 25.11.7	網走外三郡長三澤秀二		
	[順地絵図]				
	理由書	明治 25.10.29	川端勝太郎	北海道廳長官北垣國道	(2) 明治 24.9 に牧場目的で貸下げ申請した場所が未許可のため、畑地に変更して出願した経緯を説明した文書。
	[貸付延期不許可通知]	明治 30.12.4	北海道廳長官男爵安場保和	川端勝太郎	(3) フシココタンの未開地 100,000 坪の貸付け延期不許可通知。
	立會通知書 (133 號)	明治 31.9.23	北海道廳網走支廳官舎出張員	川端勝太郎	(4) 網走村フシココタンの原野 52,800 坪付与のための調査通知。
	立會通知書 (134 號)	明治 31.9.23	北海道廳網走支廳官舎出張員	川端勝太郎	(5) 網走村フシココタンの原野 100,000 坪の実地調査の通知。
	立會通知書 (135 號)	明治 31.9.23	北海道廳網走支廳官舎出張員	川端勝太郎	(6) 網走村フシココタンの原野 11,000 坪の実地調査の通知。
	立會通知書 (號)	明治 32.6.8	北海道廳網走支廳出張員 高松	川端勝太郎	(7) 網走村フシココタンの原野 100,000 坪の成功検査の通知。
	立會通知書 (號)	明治 32.6.9	北海道廳網走支廳出張員 高松	川端勝太郎	(8) 網走村フシココタンの原野 52,800 坪の成功検査の通知。
	立會通知書 (79 號)	明治 32.10.12	北海道廳網走支廳出張員 安達	川端勝太郎	(9) 網走村フシココタンの貸付地 100,000 坪の実地調査の通知。
	[土地無償付與許可通知]	明治 32.11.11	北海道廳網走支廳長三ヶ尻忠吾	川端勝太郎	(10) 網走村フシココタン畑 32 番の畑 17 町 8 反 8 畝 12 歩の無償付與の許可通知。
	[土地無償付與許可通知]	明治 32.11.11	北海道廳網走支廳長三ヶ尻忠吾	川端勝太郎	(11) 網走村フシココタン畑 33 番の畑 18 町 9 反 8 畝 8 歩の無償付與の許可通知。
	土地所有権保存二付登記申請	明治 33.4.23	川端勝太郎	根室区裁判所北見出張所	(12) 網走村フシココタン畑 33 番の畑 18 町 9 反 8 畝 8 歩及びフシココタン畑 32 番の畑 17 町 8 反 8 畝 12 歩の所有権保存申請。
	(登記録) (登記録)	明治 33.4.24 明治 33.10.4	根室區裁判所北見出張所 根室區裁判所北見出張所		(13) 明治 33.9.25 の契約証書により川端勝太郎から拓銀頭取曾根勝夫に抵当権設定。
	立會通知書 (65 號)	明治 33.4.29	北海道廳網走支廳出張員	川端勝太郎	(14) フシココタンの未開地 99,607 坪の成功検査の通知。

			安達友雄		
	立會通知書 (18 號)	明治 35.8.5	北海道廳網走支廳出張員 富松	川端勝太郎	(15) 網走村フシココタンの未開地 100,000 坪の実地調査の通知。
	土地臺帳謄本	明治 41.8.10	網走税務署		(16) 網走村フシココタン 2 番の土地台帳謄本。所有者川端勝太郎。
K-122-住	借家寄留退去届類扣綴	明治 26.1	川端勝太郎		表紙のみ。
K-123-農	委任状	明治 26.2.10	石井千代松		(1) フシココタンの畑地 11,000 坪に関する一切を川端勝太郎に委任する文書。
	立會通知書 (127 號)	明治 31.5.29	北海道廳網走支廳出張員 事業手川井千代治	石井千代松代人 川端勝太郎	(2) フシココタン 3 番の 11,000 坪の実地調査の通知。
	立會通知書 (132 號)	明治 31.9.23	北海道廳網走支廳官舎出張員	石井千代松代人 川端勝太郎	(3) フシココタン原野 11,000 坪付与のための実地調査の通知。
	立會通知書 (17 號)	明治 32.5.26	北海道廳網走支廳出張員 高松	石井千代松	(4) フシココタンの原野 11,000 坪の成功検査の通知。
	立會通知書 (76 號)	明治 32.10.12	北海道廳網走支廳出張員 安達	石井千代松代 川端勝太郎	(5) フシココタンの貸付地 11,000 坪の実地調査の通知。
	立會通知書 (77 號)	明治 32.10.12	北海道廳網走支廳出張員 安達	石井千代松代 川端勝太郎	(6) フシココタンの貸付地 11,000 坪の実地調査の通知。
	[土地無償付與許可通知]	明治 32.11.8	北海道廳網走支廳長三ヶ 尻忠吾	石井千代松	(7) 網走村フシココタン畑 24 番の畑 3 町 8 反 14 歩の無償付与許可通知。
	土地所有権ノ保存ニ付登記申請 (登記録)	明治 33.2.9	石井千代松代 菊池能二郎	根室区裁判所北見出張所	(8) 網走村フシココタン畑 24 番の畑 3 町 8 反 14 歩の所有権保存申請。
	土地賣渡證 (登記録)	明治 33.2.9	根室区裁判所北見出張所	白井クノ	(9) 網走村フシココタン畑 24 番の畑 3 町 8 反 14 歩を 100 円で売却した売渡証。
	土地賣渡證 (登記録)	明治 33.2.8	石井千代松代 菊池能二郎	白井クノ	(10) 石井千代松より白井クノへ所有権移転登記録。
	土地賣渡證 (登記録)	明治 33.10.4	白井クノ	川端勝太郎	(11) 網走村フシココタン畑 24 番の畑 3 町 8 反 14 歩を 100 円で売却した売渡証。
	土地賣渡證 (登記録)	明治 33.10.4	根室区裁判所北見出張所 根室区裁判所北見出張所		(12) 白井クノより川端勝太郎へ所有権移転登記録。 川端勝太郎より拓銀頭取曾根静夫への抵当権の設定。
K-124-不	[貸下許可通知]	明治 26.3.1	北海道廳長官	齊藤豊次郎	北見町南裏通 7 丁目、宅地 784 坪の貸下げ許可通知。
K-125-不	[貸下許可通知] *【立會通知書 (79 號)】	明治 26.5.10 明治 31.6.29	北海道廳長官	川端勝太郎	(1) 北見町南裏通、宅地 950 坪の貸下げ許可通知。 (2) K-119-不と同時調査に付き、K-119-不の再掲。
	[土地無償付與許可通知]	明治 31.7.26	北海道廳網走支廳長岡次郎太郎	川端勝太郎	(3) 北見町南裏通 6 丁目 2 番の宅地 6 畝 6 歩の無償付与許可通知。
	土地所有権保存ニ付登記申請 (登記録)	明治 37.4.29 明治 37.4.29	川端勝太郎 網走區裁判所	網走區裁判所	(4) 北見町南裏通 6 丁目 2 番の所有権保存登記申請。
K-126-不	[拂下許可通知]	明治 26.6.30	北海道廳長官	生田錫三郎	北見町中通 6 丁目 24 番の宅地 3 畝 8 歩の払下げ許可と地代 9 銭 8 厘の納入通知。
K-127-他	三吉神社社建設願	明治 26.8	梅ヶ枝町山田多吉 他 7 名	北海道廳長官北垣國道	(1) 根室在住の三吉大神信者が合議の上、三吉神社の分社を弥生町 20 番における建設許可を願う申請書。案文。
	秋田縣南秋田郡太田山鎮座三吉大神分社建築承諾証	明治 26.7.12	縣社太田山両神社祠官田村千里、 祠掌香場茂、田村永司	信徒惣代山田多吉 他 6 名	(2) 三吉神社本社よりの分社承諾証。写。
	神社明細書 [神社敷地絵図]				(3) 根室の三吉神社分社建設明細書。案文。
K-128-商	[薬広告チラシ]	明治 26.9.5	高橋盛天堂		健胃肥内丸の広告チラシ。
K-129-農	土地貸下願御指令御下附之義ニ付願	明治 26.6	川端勝太郎	北海道廳長官北垣國道	(1) 明治 24.10.28 付止別村フレトエ、野地 445,000 坪の牧場見込み地に関して貸下げ未許可のため牧畜経営に不都合が生じ、貸下げ許可を急ぐよう懇願した案文。
	起業方法書	明治 26.7.24			(2) 明治 24.10.28 提出分を訂正差出した案文。
	理由書 (却下通知)	明治 26.9.25 明治 26.9.22	川端勝太郎 網走外三郡役所	郡長宛	(3) 戸籍証明不要の理由書の案文。
	土地貸下願御指令御下附之義ニ付再願	明治 26.9.29	川端勝太郎	北海道廳長官北垣國道	(4) (1) を再願した案文。
	[貸下不許可通知]	明治 27.2.9	北海道廳長官	川端勝太郎	(5) 止別村フレトエの土地 445,000 坪の貸下げ不許可通知。
K-130-官	領収証	明治 26.11.30	根室本金庫網走派出所 収入官吏網走外三郡書記 垣沼武次郎	川端勝太郎	二期戸数割りとは書きがあるが、支払い目的は不明。
K-131-金	証	明治 27.12.12	雨宮銀次郎	川端勝太郎	(1) 夜廻り銭 25 銭の領収証。12 月分。
	証	明治 28.1.5	雨宮銀次郎	川端勝太郎	(2) 夜廻り銭 25 銭の領収証。1 月分。
K-132-他	[明治天皇銀婚の祝典準備のための会議参加者芳名簿]	明治 27.2.24	發起人敷孝三郎、渡邊貞二郎、鈴木茂作、片桐直茂		(1) 明治天皇銀婚の祝典方法順序を講ずるための会議参加者の芳名を記した文書。
	[明治天皇銀婚祝典実施のための奉加帳]	明治 27.2.25	委員伊藤小太郎、谷藤善八、野坂良吉 他上記発起人		(2) 明治天皇銀婚祝典実施に向けた奉加帳。
K-133-官	[官舎評價人の回答]	明治 27.4.7	網走外三郡役所	網走分監	北海道集治監網走分監官舎の評価人として総代人の川端勝太郎と峯村栄蔵を推薦した文書。
K-134-他	北海道協會人名録	明治 27.5.31	北海道協會		(1) 北海道協會会員の人名録。活版印刷。

		明治 28.1.31	北海道協會		(2)北海道協會の本部及び支部会員の人名録。活版印刷。
K-135-他	辨天祭典寄附簿	明治 27.8	町総代人峰村榮蔵、谷藤善八、世話係高田由蔵		弁天祭典の寄付簿。分監・工場分。
K-136-他	領収証	明治 27.11.29	北見町中島重次朗	斜里川端又三郎	郵便葉書 100 枚の受取証。
K-137-他	證	明治 28.1.28	網走村医務所	川端勝太郎	先月分の薬代 56 銭の領収証。
K-138-他	北見町総代人換票	明治 28.3.20			総代人選挙投票用紙。残部 9 枚。
K-139-農	牛籍御届	明治 28.	川端勝太郎	稚内村戸長齊藤兵衛	当時、稚内村ウエンナイ中丸貞吉方寄留の川端勝太郎が中丸牧場で放牧していた自己所有の牧牛の実状を届出した文書。本文中に明治 28.4.4 の日付があり、この日以降の記録。
K-140-不	契約証	明治 29.3.24	金田由巳 川端勝太郎		(1) 金田由巳出願の最寄村原野 1,250 坪と川端勝太郎出願の網走川二又仲の原野を貸下げ許可後に共有名義とする契約。
	[貸下不許可通知]	明治 29.11.18	北海道廳長官原保太郎	川端勝太郎	(2) 網走川中島官有原野 1,600 坪の貸下げ不許可の通知。
K-141-金	貯蓄預け金心得	明治 29.4.3	札幌貯蓄銀行		貯蓄の心得。活版印刷。
K-142-官	官有土地建物御払下ノ儀ニ付願	明治 29.4.11	北見町總代人川端勝太郎 網走郡總代人高田亦次郎	北海道廳長官原安太郎	北見町 4 丁目旧御料局札幌支廳網走出張所跡宅地 784 坪、同所建家を新網走公立病院に使用目的とする払下げ願い。
K-143-不	[貸與許可通知]	明治 29.10.29	屯田歩兵第四大隊	川端勝太郎	常呂屯田兵村北第 9 号の 1 戸分を貸与する許可通知。
K-144-官	[奉公會役員囑託状]	明治 30.3.4	網走奉公會総長正七位築瀬勇七	網走奉公會常務委員川端勝太郎	孝明天皇 30 年御靈祭還拜式の接待係の囑託状。
K-145-不	立會通知書 (91 號)	明治 31.5.15	北海道廳網走支廳出張員事業手川井千代治		網走村クルマトマナイ未開地 784 坪の实地調査の通知。網走村ニクル 19 とあり川端勝太郎が受取人。
K-146-不	立會通知書 (66 號)	明治 31.6.23	北海道廳網走支廳出張員事業手川井千代治	川端勝太郎	網走村ワラビショウブ貸付地境界調査の通知。
K-147-不	立會通知書 (81 號)	明治 31.6.29	北海道廳網走支廳出張員事業手川井千代治	角山才作代人 川端勝太郎	北見町南通裏 4 丁目の付与出願に対する实地調査の通知。
K-148-農	地所賣渡証	明治 31.7	川端勝太郎	藤野四郎兵衛	(1) 網走村ニクルの葉樹付風の畑 4,150 坪を 723 円 86 銭で売却する売渡証。案文。
	地所賣渡證	明治 31.7.13	川端勝太郎	藤野四郎兵衛	(2) 網走村ニクル 19 番の畑 7 畝、20 番の 1 の畑 4 反 3 畝 24 歩、20 番の 2 の畑 3 反、20 番の 3 の畑 2 反 5 畝、20 番の 4 の畑 8 反 6 畝 3 歩及び付属果樹を 750 円で売却した売渡証。
	(登録録)	明治 31.7.14	北見登記所		(3) 明治 33.10.1 の売買証書により藤野四郎兵衛から川端勝太郎への所有権移転登録録。
	(登録録)	明治 33.10.2	根室區裁判所北見出張所		(4) 明治 33.9.25 の契約証書により川端勝太郎より拓銀頭取曾根静夫に抵当権設定。
	(登録録)	明治 33.10.4	根室區裁判所北見出張所		(5) 網走村ニクル 19 番の畑 7 畝、20 番の 1 の畑 4 反 3 畝 24 歩、20 番の 2 の畑 3 反、20 番の 3 の畑 2 反 5 畝、20 番の 4 の畑 8 反 6 畝 3 歩及び付属果樹を 750 円で売却した売渡証。
	土地賣渡證	明治 33.10.1	藤野四郎兵衛代 京谷勇次郎	川端勝太郎	(6) 明治 33.9.25 の契約証書により川端勝太郎から拓銀頭取曾根静夫に抵当権設定。
	(登録録)	明治 33.10.2	根室區裁判所北見出張所		(7) ニクル畑地売戻し金及び利息計 801 円の領収証。
	(登録録)	明治 33.10.4	根室區裁判所北見出張所		(8) 明治 33.10.2 登記時に、ニクル 19 番の 2 とすべき所を 19 番と申請した点を変更申請した文書。
	記	明治 33.10.14	藤野網走漁業店代 京谷勇次郎	川端勝太郎	
	土地ノ表示変更登記申請	明治 40.11.13	川端勝太郎	網走區裁判所	
	(登録録)	明治 40.11.13	網走區裁判所		
K-149-不	[貸付不許可通知]	明治 31.7.27	網走支廳長岡次郎太郎	宮本小三郎	最寄村レブシリ、未開地 20,000 坪の無償貸下げ不許可の通知。
K-150-不	[堤防敷地使用許可通知]	明治 33.3.2	北海道廳網走支廳長三ヶ尻忠吾	川端勝太郎	(1) 最寄村レブシリの堤防敷地 300 坪の使用許可通知。
	[願地絵図]	明治 38.2	川端勝太郎		
	[堤防敷地使用許可通知]	明治 38.5.5	北海道廳網走支廳長吉田直太郎	川端勝太郎	(2) 能取村レブシリの堤防敷地 300 坪の継続使用許可通知。村名は異なるが上記と同一箇所。
	[願地絵図]	明治 38.1	川端勝太郎		
K-151-農	[土地無償貸付通知]	明治 33.3.31	北海道廳網走支廳長三ヶ尻忠吾	川端勝太郎	(1) 網走村クルマトマナイに植樹目的の未開地 27,688 坪の無償貸付許可通知。
	[樹苗下付許可通知]	明治 36.5.5	北海道廳長官男爵園田安賢	川端勝太郎	(2) 樹苗下付願の許可通知。
	[出頭通知]	明治 37.1.11	林務課網走派出所	川端勝太郎	(3) 下付樹苗の打合わせのための出頭通知。
	[樹苗下付許可通知]	明治 37.3.2	北海道廳長官男爵園田安賢	川端勝太郎	(4) 樹苗下付願の許可通知。
	[出頭通知]	明治 38.4.27	林務課網走派出所	川端勝太郎	(5) 落葉松下付のため網走苗圃への出頭通知。
	[書簡]	明治 38.4.28	阪本技手	川端勝太郎	(6) 本日、落葉松下付のところ受取不参加のため速やかに人夫同伴にて受取るよう伝えた書簡。
	[下付樹苗植栽延期許可通知]	明治 38.9.16	北海道廳長官男爵園田安賢	川端勝太郎	(7) 下付樹苗植栽の延期願いに対する許可通知。
	[植栽届提出の督促]	明治 39.5.26	林務網走派出所	川端勝太郎	(8) 下付落葉松 9,000 本の植栽届け未提出に対する督促。
	植樹成績届提出ノ件	明治 40.4.27	林務網走派出所長技手阪本猪三郎	川端勝太郎	(9) 植樹成績届けの規定に則って届けの至急提出を求める文書。カーボン紙複写。

	[報告書式]			林務網走派出所長技手阪本猪三郎	カーボン紙複写。案文。
	植樹成算届提出文件	明治 40.5.8	林務網走派出所長技手阪本猪三郎	川端勝太郎	(10) 前月通知した報告書式に則った報告書の提出を促す通知。
K-152-不	約定証	明治 33.5.1	遠藤熊吉	川端勝太郎	北見町中通7丁目10番の宅地3畝8歩を月2円で10年間借地する契約証。
K-153-金	委任状	明治 33.10.2	川端勝太郎		借入金受取の代理人を京谷勇次郎に委任する文書。
K-154-金	証	明治 33.10.14	宮本小平代 京谷勇次郎		地所建家の売渡し金及び利子として1,700円の受取証。
K-155-金	記	明治 34.7.1	美幌村村総代青山三七	川端勝太郎	1円の受取証。何のための支払いかは不明。
K-156-他	[電報]	明治 34.10.16	(サツホロ局)	アバシリカワハタ	(電文) 200 コクツンタカフ子マタカヘ。
K-157-他	[電報]	明治 36.2.25	(アバシリ局)	アタコシタマチ 1、1 ハンチ イソダビヨインチ カタカワハタツタロ	(電文) ニクルトチダメタツウラダシタイサエフミヤル。
K-158-不	[海濱砂地使用許可通知]	明治 36.3.15	北海道廳網走支廳長吉田直太郎	川端勝太郎	北見町の海濱砂地 245 坪を物揚場として使用することの許可通知。
	(付箋) [願地絵図]	明治 35.8	川端勝太郎 事業手高松松次郎		請書提出の指示。
K-159-農	[葉書]	明治 37.11.4	斜里村中山維重	川端勝太郎	(1) 畑地の譲渡依頼に対する回答。
	契約証	明治 37.11.30	本間省三代 中山維重	川端勝太郎	(2) 網走村ニクル 20 番の 5 の畑地 9 畝 18 歩を 20 円 16 銭で売却する契約証。
	[書簡] (封筒)	明治 38.4.14 明治 38.4.13	中山維重 湧別本間省三方 中山維重	川端勝太郎 川端勝太郎	(3) 網走村ニクル 20 番の 5 の畑地に関する回答。
	[葉書]	明治 38.5.22	湧別村小西出張所 中山維重	川端勝太郎	(4) 網走村ニクル 20 番の 5 の畑地に関する手続上の回答。
	[書簡]	明治 38.5.28	湧別小西派出所 中山維重	川端勝太郎	(5) 網走村ニクル 20 番の 5 の畑地に関し、高松兵助に委任してある旨の回答。
	[葉書]	明治 38.5.31	湧別村小西出張所 中山維重	川端勝太郎	(6) 網走村ニクル 20 番の 5 の名義書換についての回答。
	土地賣渡証書 (登録)	明治 38.6.17 明治 38.6.17	湧別村本間省三代人 高松兵助 網走登記所	川端勝太郎	(7) 網走村ニクル 20 番の 5 の畑 9 畝 18 歩を 10 円で売却した売渡証。
	[葉書]	明治 38.7.22	湧別村小西出張所 中山維重	川端勝太郎	(8) 網走村ニクル 20 番の 5 に関する依頼。
K-160-鉱	炭礦試掘認可願	明治 39.6.12	川端勝太郎	札幌礦山監督署長伊藤祐一	(1) 釧木倉村ダブルベシユベにおける炭鉱試掘許可願い。案文。
	[炭礦地絵図]				(2) 認可願いに添えたものかは不明。
	[認可願手数料過貼付通知] (封筒)	明治 39.6.18	札幌礦山監督署 札幌礦山監督署	川端勝太郎 川端勝太郎	(3) 出願手数料 25 円の過貼付の通知。 裏面に「6,22 朝到着、即日 25 円の領収証差出」と記録。
	[出願図面不足通知] (封筒)	明治 39.6.25	札幌礦山監督署長伊藤祐一 札幌礦山監督署	川端勝太郎 川端勝太郎	(4) 出願図面 3 葉不足の通知。 到着消印 6,28。
	[提出図面不備通知] (封筒)	明治 39.8.11	札幌礦山監督署長伊藤祐一 札幌礦山監督署	川端勝太郎 川端勝太郎	(5) 8,31 までに修正図 4 葉提出と修正事項の指示。 表面到着消印 14 日のみ判読可能。
	石炭礦試掘願之義二付願	明治 39.8	川端勝太郎家族 長男川端	署長	(6) 川端勝太郎上京中のため、8,31 までに提出不能と 10 日間の延期を家族名義で提出する案文。2 種。
	郵便物受領証	明治 39.8.22	川端滋	札幌礦山監督署	(7) 上記延期願いを送付したものの受領証。
	[提出図面不備通知]	明治 39.9.12	札幌礦山監督署長伊藤祐一	川端勝太郎	(8) 10,5 までに修正図 4 葉提出と修正事項の指示。
	炭礦試掘願實測図 (封筒)	明治 39	川端勝太郎 測者高松兵助 測者高松兵助	川端勝太郎 川端勝太郎	(9) 6,000 分の 1 と 50,000 分の 1 の 2 種。 表面に「炭礦試掘願控入」と記録。
	[石炭礦試掘許可通知]	明治 39.10.15	札幌礦山監督署長伊藤祐一	川端勝太郎	(10) 石炭鉱試掘許可通知と登録申請の指示。
	礦業權登録申請書 (付箋)	明治 39.11.5	川端勝太郎	札幌礦山監督署長伊藤祐一	(11) 釧木倉村ダブルベシユベの 300,000 坪における石炭試掘権の登録申請。 登録税 50 円不足の指示。
	[不受理通知]	明治 39.11.9	札幌礦山監督署長伊藤祐一	川端勝太郎	(12) 礦業登録令第 21 条第 9 号に該当のため不受理。
	[登録済録] (封筒)	明治 39.11.20 明治 39.11.27	札幌礦山監督署 札幌礦山監督署	川端勝太郎 川端勝太郎	(13) 登録済通知。 「川端」の「川」の部分破損。
	礦業權者注意事項一班 [鑛夫ノ扱いに関する事項]				(14) 登録通知とともに送付されたものか。活版印刷。 (15) 登録通知とともに送付されたものか。活版印刷。
	[鑛區稅滯納通知] (封筒)	明治 40.1.22 明治 40.1.26	札幌礦山監督署 札幌礦山監督署	川端勝太郎 川端勝太郎	(16) 39・40 年分の鉱区税滞納の通知。 到着消印 40,1,26。
	[書簡] (封筒)	明治 40.2.15 明治 40.2.15	高松兵助 高松兵助	川端勝太郎 川端勝太郎	(17) 炭鉱試掘に関し、田口源太郎が共同経営を承諾した旨の連絡。 裏面に 40,2,15 の記載。
	委任状	明治 40.2.15	川端勝太郎		(18) 田口源太郎を共同経営者とする一切の書類に関する

					る代理人への委任状。代理人名の記載が無く、未完。
	契約書	明治 40.2.15	川端勝太郎	田口源太郎	(19) 共同経営の契約書。
	契約書	明治 40.2.15	田口源太郎	川端勝太郎	(20) 共同経営の契約書。
	炭礦試堀加名願	明治 40.2.15	川端勝太郎 田口源太郎	札幌礦山監督署長伊藤祐一	(21) 炭礦試堀に関し、田口源太郎を加名し共同経営者とする旨の願い。
	[書簡] (封筒)	明治 40.10.30 明治 40.10.30	高松兵助 高松兵助	川端勝太郎 川端勝太郎	(22) 田口源太郎が炭礦試堀の権利を放棄する旨の連絡。裏面に 40.10.30 の記載。
	[申請不受理通知]	明治 41.9.12	札幌礦山監督署長伊藤祐一		(23) 川端勝太郎が明治 41 年 7 月 11 日に逝去したことを受け、長男滋が炭鉱の廃業申請をしたが、書類不備による申請不受理と権利消滅申請時の指示事項の通知。発信消印 41.9.12。
	(封筒)	明治 41.9.15	札幌礦山監督署	川端滋	
	試堀権家督相續登録申請	明治 41.9.20	亡勝太郎相續人川端滋	札幌礦山監督署長伊藤祐一	(24) 試堀権相續の申請書。
	[戸籍謄本]	明治 41.8.15	能取村蕨琴村組合戸籍吏 佐藤真吉		上記の添付書類。
	廃業ニ因ル試掘権消滅登録申請	明治 41.9.20	亡勝太郎相續人川端滋	札幌礦山監督署長伊藤祐一	(25) 釧木食村ダブルシユベにおける試掘権消滅の登録申請。
	廃業決意書	明治 41.9.1	川端滋		(26) 父勝太郎の死に伴い事業継続困難のための廃業決意書。
	郵便物受領証	明治 41.9.20	川端滋	札幌礦山監督署	(27) 相續申請及び試掘権消滅に関する書類の送付の受領証。
	[申請不受理通知]	明治 41.9.24	札幌礦山監督署長伊藤祐一		(28) 釧業登録令 21 条第 9 号に該当するための不受理通知と収入印紙 10 円貼付の注意通知。
	[申請不受理通知]	明治 41.9.24	札幌礦山監督署長伊藤祐一		(29) 釧業登録令 21 条第 2 号に該当するための不受理通知。
	(封筒)	明治 41.9.24	札幌礦山監督署	川端滋	
	[葉書]	明治 41.10.13	札幌礦山監督署	川端勝太郎	(30) 鉱業権設定後 6 ヶ月以上経過するも何らの届出も無いことへの注意。滋の消滅登録申請と行違いの通知。
	礦業権消滅通知	明治 41.12.5	札幌礦山監督署長伊藤祐一	元礦業権者川端勝太郎	(31) 明治 41.12.4 付で消滅登録済みの通知。
	(封筒)	明治 41.12.5	札幌礦山監督署	川端勝太郎	到着消印 41.12.8。裏面に 41.12.9 着の記載。
K-161-他	[葉書]	明治 39.12.25	渡邊繁吉	川端滋	近況報告。渡邊は札幌、滋は東京に在任中。
K-162-他	[電報]	明治 40.9.1	ネムロ局	カワバタリンゴイン	(電文) センクチリンコ 600 キンツメフ子アステル。
K-163-商	松前分 長崎俵物中 (以下破損)				長崎俵物の内、煎海軍・白干・志苔昆布の松前・長崎及び唐人前渡価格と運送に要する費用の明細を記録した文書。
K-164-金	午檀口上書を以御申上奉願上候事	子		検断所 老名 四郎 兵衛、小兵衛、武兵衛、六兵衛、五衛門	江戸期の文書。本文中に「去ル嘉永三年」野口銀藏病死」(文久 2) の記述があり、元治元年の文書と推測される。山林の売買や金銭の遣り取りの経緯について述べ、払い戻しを求めた文書。案文。2 点のうち 1 点は紙背文書。
K-165-商	記		許	上	商品の売掛けの請求書。9.17 の記載。
K-166-商	[書簡]		盛田	田	上半分が破損。
K-167-商	紅白水豆		木村政兵衛		チラシ。4 枚。1 斤入。東京日本橋区伊勢町 8。
K-168-商	記		只	竜田、川畑、久保田、莊子、竹ノ内、遠藤	11.6 から 11.24 までの飲食貸し記録。只は鈴木善介。
K-169-他	参考書入				表紙のみ。
K-170-住	[住人調]				北見町の住人調査記録。最後の用紙の裏に鉛筆書きで不動産記録のメモ。
K-171-他	同文		婦人會幹事米澤タカ子、平田ヒデ子、吉田タエ子		蔵島神社祭時に祝賀茶話会を実施するので、参加可能者の署名を回覧で求める文書。蔵島神社は斜里であり、川端又三郎の息喜四郎の妻可祝が参加者名に記載。
K-172-他	能取事業区図面				裏面に柏楓號専用との記載。青焼き図面。混入か。
K-173-畝	[宅地絵図]		皆月善六		(1) 遠音別村イタスベウニ 1 番の宅地 480 坪の絵図。 (2) 遠音別村イタスベウニ 2 番の宅地 148 坪の絵図。イタスベウニは皆月が碓黄鉱床を発掘した地。
K-174-不	[宅地絵図]				北見町南通 6 丁目の宅地 7 坪半の絵図。金田伊之松の隣地。
K-175-他	[封筒]		札幌本金庫	川端勝太郎	北見町中通 4 丁目 17 番宛。消印は不説。
K-176-商	[採寸図]		金森洋服店		洋服採寸図と採寸表。
K-177-他	[書]		東郷平八郎		「皇國興廢在此一戦 各員一層奮勵努力」。花押はあるが、印判類は一点もなく真贋は不明。
K-178-商	[綿商広告チラシ]		帯谷宗兵衛		綿商「萬綿商」(大坂順慶町塀筋西入) の広告チラシ。
K-179-商	[日本酒広告チラシ]		宅徳平		清酒「澤亀」(大阪府堺市九間町西一丁) の広告チラシ。
K-180-他	[書額 福寿杯]	明治 31 初秋	碧海漁夫	川端勝太郎	碧海は、伊東祐亨の書号で、海軍大將の雅印が押されており、伊東が海軍大將に任ぜられたのは、明治 31.9.28 である。

